

VI 博物館についての国際的規程, 条約等

1 博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告 (仮訳)

〔昭和35年12月4日〕
〔第11回ユネスコ総会採択〕

国際連合教育科学文化機関は、1960年11月14日から12月15日までパリにおいて開催された第11回総会において、その憲章に規程されている同機関の機能の1つが大衆教育と文化の普及に清新なる刺激を与え、人種・性又は経済的・社会的差別なしに、教育の機会均等の理想を推進せしめるため人々の間に協力を醸成することにより、人々の間に相互理解を増進するための仕事に協力し、且つ知識を保存し、増大させ、さらに普及することであることを考慮し、

博物館はこの課題の達成に効果的に貢献しうることを考慮し、あらゆる種類の博物館は娯楽と知識の根源であることを考慮し、さらに、博物館は美術品、学術資料を保存し、且つそれらを公衆に展示することにより、各種文化についての知識を普及し、かくして諸国民間に相互理解を増進することを考慮し、

その結果、国民のあらゆる階層、特に勤労階級に博物館を利用せしめるよう奨励するため、あらゆる努力が払われるべきことを考慮し、

世界の産業構造の進展とともに、人々が従来以上の余暇を持つこと、またかかる余暇が総ての人の利益と文化的向上に利用されるべきであることを考慮し、

博物館がその恒久的な教育上の使命を遂行し且つ、勤労者の文化的欲求を満足せしめるために斟酌すべき新たな社会的環境とその要請とを認め、

総会議題17・4・1にすべての人に博物館を利用せしめるための最も有効な方法に関する提案が上程されており、

本提案を加盟各国に対する勧告の方式をもって国際規制の対象とすべきことを第10回総会において決議したので、

1960年12月4日に、この勧告を採択する。

総会は、加盟各国が、それぞれの国内で、本勧告に明示されている原則ならびに基準に効果を与えるために必要なあらゆる法的又は他の措置を講じて、下記規定を適用することを勧告する。

総会は加盟各国が本勧告を博物館を主管する当局又は団体ならびに博物館自体に周知せしめるよう勧告する。

総会は加盟各国が、総会によって決定される時期及び書式によって、加盟各国が本勧告に基づき行なった措置につき総会に報告するよう勧告する。

I. 定 義

1. 本勧告の趣旨にかんがみ、「博物館」とは、各種方法により、文化評価を有する一群の物品ならびに標本を維持・研究かつ充実することを特にこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、即ち、美術的・歴史的・科学的及び工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味するものとする。

II. 一般原則

2. 加盟各国は、各自国内の博物館が経済的又は社会的地位に関係なく、すべての人に利用されるようあらゆる適切な措置をとる。
3. このため、適用されるべき措置の選定については、加盟各国内にある種々の形態の博物館管理方法を考慮する。例えば、この措置は、博物館が国有且つ国によって管理されているか、国有ではないが、国から定期的又は随時財政援助を受けているか、あるいは、国が学術的、技術的又は行政的能力内で博物館管理に参加しているかによって異なるものであろう。

III. 博物館における資料の配置と観覧

4. 収集品は、明瞭な展示方法、簡潔な情報を与える説明書や貼札の系統的配置、利用者が必要とする説明が与えられる案内書や折り本の出版、各種階層の参観者に適応した註釈づきの案内人による規則的な観覧の編成によってすべての階層の人々が容易に鑑賞できるようにすべきである。即ち、案内人は適当な資格をもつものであり、本勸告題16節に掲げられている団体の機関を通じて任命されたものが望ましい。録音した解説の再生装置の慎重な利用もありうる。
5. 博物館は、各種階層のすべての観覧者の都合、特に勤労者の余暇時間を斟酌して、毎日都合のよい時間に開館させるべきである。

博物館は、地方環境や習慣に応じて連日休むことなくかつ毎夜勤労時間後も開館されているよう、交替制をとれるだけの十分な数の管理職員を持つべきである。

博物館は照明、暖房等必要な設備を持つべきである。

6. 博物館は容易に利用され、慰安手段を持つてできるだけ魅力的でなければならない。施設の特徴は尊重され、且つ展示物の見学者が、それによって鑑賞を妨げられないことを条件として、休憩所、食堂、喫茶室その他の類似施設が、一般大衆のために、なるべく博物館構内（庭、露台、適当な地階等）又は博物館にごく接近した場所に設けられるべきである。
7. 観覧料はできる限り無料とするべきである。観覧料が常時無料ではなく、または、それが名目的なものに過ぎなくとも、小額観覧料を徴収することが必要であると認められる場合には、各博物館の観覧料は、少なくとも1週間に1日あるいはこれに相当する期間無料とするべきである。
8. 観覧料が課せられる場合、これを証明する公の方法がある国においては、低所得者ならびに大家族構成員に対しては、これを免除すべきである。
9. 特定の博物館又は一群の博物館に何回でも入場できるようにする一定期間の予約割引観覧料のような、特別な便宜が常時利用を奨励するために提供される。
10. 可能な場合はいつでも、教育的・文化的計画に参加する学童や成人の団体、博物館職員、及び本勸告第17節に述べられている団体構成員に対しては観覧料は無料とすべきである。

IV. 博物館の広報

11. 加盟各国は、地方当局又は自らの文化活動事業部あるいは旅行事業部のいずれかを仲介として、かつ国の教育ならびに国際関係とも関連し、その権限の範囲内で博物館ならびに国際関係とも関連し、その権限の範囲内で博物館ならびにその展示会の観覧者数の増大を奨励するためあらゆる手段を講ずるべきである。
12. イ 加盟各国は、全国的又は地域的旅行社に、博物館の観覧者数の増大を図ることを主な目的の1つとするよう勧奨し、この目的に対しその事業活動及び財源の一部を供与するように勧奨す

るべきである。

ロ 博物館は、上記旅行社の奉仕を正式に活用し、かつ博物館の社会的、文化的影響を伸展せしめるため自ら行なう努力にこれを協力させるよう勧誘するべきである。

V. 地域社会における博物館の地位と役割

13. 博物館は、各地域で知的、文化的中枢として奉仕すべきである。よって、博物館は地域社会の知的、文化的生活に貢献すべく、地域社会はこれに対し博物館の活動と発展に参画する機会が与えられるべきである。このことは特に、その規模と不釣り合いなほど重要性を持つ小都会及び村落による博物館に適用されるべきである。

14. 博物館と、職業団体、労働組合、商工業企業の社会事業部のような地域団体との間に緊密な関係を樹立すべきである。

15. 博物館と、ラジオ、テレビジョン放送の機関、企業との間の協力が、最大の安全な注意を払いつつ、博物館展示物を成人及び学校教育のために利用できるよう確立され又は改善されるべきである。

16. 博物館が学校及び成人教育に対してなし得る寄与を認め、かつ促進すべきである。

さらに、博物館の寄与は、地方の教育指導者とその収集物の性質により、学校が特に関心をもつ博物館との間に公的かつ規則的連繫を樹立する任務をもつ適正な機関の配置により組織化される。この協力は下記形態をとることもできる。

イ 各博物館が、博物館の教育目的への利用を組織化するために館長監督下に職員として教育専門家をおくこと。

ロ 博物館が、教育の尽力を求める教育担当の部をおくこと。

ハ 館長、教員で構成する合同委員会を、博物館を最も有効に教育目的に利用することを保証するため、地方又は地域水準で設立すること。

ニ 教育上の要請と博物館の資源を調整するためのその他の措置をとること。

17. 加盟各国は、特に法制上の便宜を供与することにより、博物館に精神的、物質的支持を与え得る博物館の友好団体又は類似団体の設立及び発展を促進すべきである。これらの団体はその目的を達成するのに必要な権限と特権とを付与されるべきである。

18. 加盟各国は、博物館の各種活動に青少年が参加することを奨励するため博物館クラブの発達を勧奨すべきである。

上記は、パリにおいて開催され、1960年12月15日閉会が宣された国際連合教育科学文化機関第11回総会により正当に採択された勧告の正文である。

2 国際博物館会議（イコム）規約

[2001年7月6日改訂]

イコム第16回総会（1989年9月5日、オランダ ハーグ）において採択。イコム第18回総会（1995年7月7日、ノルウェー スタバンゲル）およびイコム第19回総会（2001年7月6日）において一部改正。

第1条 名称及び法的地位

1. イコムは、博物館の管理と運営に関する博物館学その他の分野の利益を推進するために設立された博物館及び博物館専門職員の国際的非政府機関である。
2. イコムは、イコム事務局の援助を受ける国内委員会、国際委員会、加盟機関及び地域機構において協力して活動する会員で構成される。
3. イコムの登記上の本部と事務局は、総会で決定されユネスコの承認を得た場所に置く。イコムは、登記済みの本部と事務局の存する国の法律に基づく権利と恩恵を得るために必要且つ適当な手続きを取るものとする。

第2条 定義

1. 博物館とは、社会とその発展に貢献するため、人間とその環境に関する物的資料を研究、教育及び楽しみの目的のために、取得、保存、伝達、展示する公開の非営利的常設機関である。
 - (a) 上記の博物館の定義は、各機関の管理機構の性格、地域の特性、機能構造、又は収集品の傾向によって制限されない。
 - (b) 「博物館」として指定されている機関のほか、次の機関を上記の定義による博物館とみなす。
 - (i) 天然の、及び考古学上、民族学上の記念物・遺跡、並びに歴史的記念物及び史跡のうち、人間とその環境に関連する物的資料を取得、保存、伝達する博物館的性格を有するもの
 - (ii) 植物、動物の生物標本を収集・展示する機関、即ち植物園、動物園、水族館、ビバリウムなど
 - (iii) 科学センター及びプラネタリウム
 - (iv) 非営利の美術展示ギャラリー
 - (v) 自然保護地
 - (vi) 国際単位、国単位、地域単位又は地方単位の博物館団体、本条の定義による博物館を所管する省庁または公的機関
 - (vii) 博物館及び博物館に関する保存、研究、教育、研修、ドキュメンテーションその他の活動を行う非営利の機関又は団体
 - (viii) 有形又は無形の遺産資源（生きた遺産及びデジタルの創造活動）を保存、存続及び管理する文化センターその他の施設
 - (ix) 諮問委員会に意見を求めた後、執行委員会が部分的若しくは全体的に博物館の特性を備えているもの、又は博物館学研究、教育若しくは研修を通し博物館及び博物館専門職員を支援しているものとする他の機関
2. 博物館専門職とは、第2条第1項の定義による博物館に該当する機関の職員のうち、博物館の管理と運営に関連する分野に於ける専門的な研修を受けた者又は同等の実際経験を有する者、及び個人的に又は自営で博物館関係の専門的職務に従事し、この規約に添付されたイコム専門職業倫理規程を重んずる者のすべてを含む。
3. 「正当な」（“Good Standing”）イコム会員とは、当該年の4月1日までに年会費（延滞金を含む）を支払った個人又は機関である。
4. 「国」とは、国際連合、国際連合専門機関、国際原子力機関又は国際司法裁判所に加盟する自治国である。

第3条 イコムの目的と権限

1. イコムの目的は下記の通りとする。
 - (a) すべての種類の博物館の設立，発展及び専門的運営を奨励し支援する。
 - (b) 社会とその発展に貢献する博物館の性格，機能及び役割に関する知識と理解を向上する。
 - (c) 各国の博物館相互及び博物館専門職員相互の協力と相互援助を組織する。
 - (d) すべての種類の博物館専門職員の利益を代表し支援し向上する。
 - (e) 博物館の管理と運営に関する博物館学その他の分野の知識を向上し普及する。
2. 以上の目的を実現するに当たり，イコムはその機能を果たすために合法的かつ適当で必要なすべての事を行うことができる。

第4条 言語

1. 英語及びフランス語をイコムの公式言語とする。この2つの言語は同等に扱われ，イコムのいかなる国際会議においても会員はこれを使用することができる。
2. 総会は，公式言語の追加を採択することができる。ただし，その追加の費用は会員の負担となることを条件とする。

第5条 他の機関との関係

1. イコムはユネスコととの間に協議・協力する関係を設立し維持するために必要な方法を講ずるものとする。又，時に応じ，必要と考えられる他の国際機関（国連経済社会理事会，イコモス（ICOMOS），イクロム（ICCROM）を含む）と協力関係を設立することができる。
2. イコムが関係を設立した国際機関の代表は，イコム総会にその機関の代表として参加することを要請される。
3. 会長の要請により特定の機関について事務局長は次の事を行うものとする。
 - (a) 協力関係を結ぶ交渉をする。
 - (b) 執行委員会と諮問委員会に対し，上記協力関係の諸条件を提示して承認を得る。

第6条 会員の範疇

1. イコム会員は次の範疇に分けられる。
 - (a) 個人会員
 - (b) 団体会員
 - (c) 賛助会員
 - (d) 名誉会員
 - (e) 学生会員各範疇への会員としての入会については，第7条（個人会員，団体会員，賛助会員及び学生会員）及び第8条（名誉会員）の定めによる。
2. 個人会員は，次のいずれかとする。
 - (a) この規約第2条第2項の定義による博物館専門職員としてフルタイム又はパートタイムで雇用されている者
 - (b) 博物館専門職員を退職した者
 - (c) そのほか，国内委員会会員の10%を限度として，その経験の故に，又はイコムに対し，イコム

の事業活動に対し、若しくは国内委員会・国際委員会に対してなされた専門的貢献の故に、イコムの会員に値すると考えられる者

3. 団体会員は、この規約第2条第1項の定義による博物館その他の機関、又は博物館が所属若しくは依存する機関とする。
4. 賛助会員は、博物館に対する関心及び博物館相互の国際協力に対する関心の故に、イコムとその目的を支持する個人又は団体とする。
5. 名誉会員は、国際的博物館活動又はイコムに対し、格別の貢献を行った者とする。
6. 学生会員は、執行委員会の定めるガイドラインに従い、各国国内委員会が会員の範疇に属すると認めた者をいう。学生会員は、イコムの役員選挙において投票する権利も、また、役員に立候補する権利も有しない。

第7条 入会の申し込み

1. 名誉会員を除き、イコム会員となることを希望する個人又は機関は各範疇の会員の申し込み規則に定められた方法により文書で申し込まなければならない。
2. 個人会員、団体会員、賛助会員及び学生会員の申し込みは事務局長又は申し込み者の居住する国の国内委員会に対して行う。事務局長の受理した申し込み文書は申し込み者の居住する国の国内委員会に提示される。第6条第2項(c)に定める個人会員への申し込み書には申し込み支持理由文書を添えるものとする。
3. 国内委員会は第6条第2項、第3項、第4項及び第6項に定められた基準のみに基づき、かつ、本条第5項に定める場合を除き如何なる差別も加えることなく、申し込みの受理又は拒否を検討しなければならない。
4. 申し込み者が永住する国に国内委員会が設立されていない時は、申し込みは執行委員会に提出されその決定に従うものとする。
5. 文化財を取引きする（利潤のために売買する）個人又は団体は、如何なる状況においても、イコム会員となることはできない。
6. 申し込みが受理され、国内委員会（場合によっては執行委員会）の定めた年会費が受領されたのち、会員の権利が発生する。
7. 国内委員会によって受理された新会員については、申し込み書のコピーと加入した年会費を添えて会員名が早急にイコム事務局に送られるものとする。
8. 新会員の申し込み書類及び年会費がイコム事務局により受理されたのち、当該新会員に対し、可能なかぎり早期に会員証及び会員の恩典が供与されるものとする。
9. 国内委員会にイコムへの入会を拒否された場合、申し込み者は、執行委員会に再検討を要請することができる。要請は事務局長に対し文書によりなされるものとする。事務局長は適切と見られる他の情報を求めたのち、その要請を執行委員会に提出しなければならない。執行委員会による決定は最終のものとし、これに異議を唱えることはできない。

第8条 名誉会員

1. 名誉会員の資格は、国内委員会委員長、国際委員会委員長又は執行委員会委員が推薦した人物に対し、執行委員会が全員一致の推薦に基づき、総会が付与する。推薦書には、候補者が行った格別の貢献の性格を記述した文書を添付しなければならない。

2. 名誉会員の資格は、生涯に亘り授与されるものとし、いかなる会費も課してはならない。生存する名誉会員の数は一時期に20人を越えてはならない。

第9条 会員資格の終止

1. 次の状況のいずれかが生じたとき、個人会員又は団体会員の会員資格は終止する。
 - (a) 文書を提出して退会するとき
 - (b) 年会費の請求を受けたにも拘わらず、然るべき期日から1年以内に会費を払わないとき
 - (c) 職業上の身分の変化のために会員資格が無くなる時
 - (d) 国内委員会若しくは国際委員会の勧告に基づき、又は、特別の場合、執行委員会自身の発議により、専門職業倫理上に関する、若しくは、イコムの目的に一致しない行動に関する、重大な理由により、執行委員会が会員の資格を終止させるとき

第10条 年会費

1. イコムの個人会員、団体会員及び賛助会員は、第22条第1項(g)の定めにより、執行委員会が毎年決定するレートによる年会費を支払わなければならない。
2. 年会費は、毎年（1月1日から12月31日まで）に対するものであり、当該年の4月1日までに、会員が属する国内委員会、又は国内委員会が存在しない国の場合、イコム事務局に支払わなければならない。

第11条 会員の権利

1. 正当な個人会員、団体会員又は賛助会員は次の権利を有する。
 - (a) イコム大会に出席・参加する権利
 - (b) イコム総会に出席・参加する権利
 - (c) 居住する国の国内委員会の活動に参加する権利
 - (d) 1つ以上の国際委員会を選択しその活動に参加する権利
 - (e) 会員に無料で配布されるニュースレターその他の出版物を受け取る権利
 - (f) ユネスコーイコム博物館情報センターのサービスを利用する権利
 - (g) 各会計年度の年会費を支払ったのちに支給されるイコム会員証及び年度別ステッカーを受領する（団体会員は、3つの会員証と3枚のステッカーを取得する）権利
2. 正当な個人会員は下記の選挙に立候補する権利を有する。
 - (a) 諮問委員会委員長
 - (b) イコム会長又は執行委員会委員
 - (c) 第12条第1項及び第2項に定める投票権を持つ国際委員会の委員長若しくは理事会理事、又は国際委員会の委員長若しくは理事会理事
 - (d) 国内委員会が属する地域機構の会長又は理事会理事
3. 正当な団体会員は、その所属する国内委員会及び国際委員会、並びにイコムの大会及び総会に於ける代表を当該機関の専門職員の中から指名することができる。当該代表はイコムの個人会員である必要はない。指名される代表者の名前は、その機関の長が署名した文書で各委員長に対し、かつ、必要な場合は事務局長に対し、報告されるものとする。団体会員の指名する代表は下記の選挙に立候補する権利を有する。

- (a) イコム会長又は執行委員会メンバー
 - (b) 第12条第1項及び第2項に定める投票権を持つ国内委員会の委員長若しくは理事会理事，又は国際委員会の委員長若しくは理事会理事
 - (c) 国内委員会が属する地域機構の委員長又は理事会理事
4. 賛助会員は，イコムの役員となることはできない。
5. 名誉会員は，本条第1項に定めるすべての権利を有する。ただし，名誉会員は，会費を払うことなく，会員証及びステッカーを受領するものとする。名誉会員は，イコムの役員となることはできない。

第12条 投票権

1. 国内委員会の各個人会員又は団体会員は，正当な会員であるかぎり，当該委員会で1票の投票権を有する。団体会員の投票権はその指名する代表1人のみが行使するものとする。指名代表の意見又は投票はその当該代表の所属する機関又は機関当局を拘束するものではない。
2. 正当な個人会員又は団体会員は1つの国際委員会でのみ1票の投票権を有する。国際委員会に加入するとき，その委員会に投票権を申請するか否かを明らかにしなければならない。国際委員会に於ける会員の投票権の申請はすべて事務局長に照会され，事務局長は会員が他の国際委員会で現在投票権を持たない事を証明するものとする。団体会員の投票権はその指名する代表が行使するものとする。国際委員会の投票権を有する個人会員又は団体会員がこの国際委員会の会議に出席できない時は，同委員会の他の会員を指名し投票を委任することができる。
3. 正当な個人会員又は団体会員はイコム大会で1票の投票権を行使することができる。団体会員の投票権は指名する代表のみが行使するものとする。登録された大会参加者は1票よりも多くの票を投ずることはできない。
4. 総会に於ける個人会員又は団体会員の投票権については第19条第6項に定めるとおりとし，執行委員会の選挙に関しては第27条に定めるとおりとする。
5. 賛助会員及び名誉会員は，個人参加者として登録された場合を除き，イコム大会で投票権を行使することはできない。

第13条 イコムの構成

1. イコムの構成は次の通りとする。
 - (a) 国内委員会
 - (b) 地域機構
 - (c) 国内連絡員
 - (d) 国際委員会
 - (e) 加盟機関
 - (f) 総会
 - (g) 大会
 - (h) 諮問委員会
 - (i) 執行委員会
 - (j) 事務局
 - (k) ユネスコーイコム博物館情報センター

(1) イコム財団

第14条 国内委員会

1. 国内委員会はイコムの基礎単位であり、イコムとその会員間の主要な連絡機関である。国内委員会は国内におけるイコムの利益の保持を確保するとともに、国内委員会が関係する専門的性格の事柄を含めて、イコムにおいて国内委員会会員の利益を代表し、かつイコムの事業計画の実現に寄与しなければならない。
2. 国内委員会はその会員とイコム本部との連絡機関であり、特に次の責任を持つものとする。
 - (a) 国内の博物館及び博物館専門職員のイコム加入を促進する
 - (b) イコムとその事業活動に関連する事項につき、諮問委員会、執行委員会、及び事務局に助言を提供する
 - (c) イコム個人会員、団体会員及び賛助会員の加入申請に決定を下し、事務局に連絡する
 - (d) 執行委員会委員の選挙のための投票及び総会での投票を行う会員を指名する
 - (e) 前年の年間活動報告を執行委員会と諮問委員会に提出する
 - (f) イコムの年会費を徴収し事務局へ送金する
3. 国内委員会は、執行委員会によって設立され、その国に居住するすべてのイコム会員によって構成される。国内委員会はその手続規則を採択しなければならない。この手続規則はこの規約に基づき定められる国内委員会モデル規則に反するものであってはならない。
4. 一つの国に国内委員会が存在しない場合、その国の個人会員は、他の国の国内委員会の同意を得、執行委員会の承認を得て、その他国の委員会に加入し、当該国の居住者と同様にその委員会の活動に参加することができる。この種の加入は、当該会員の居住する国のイコム会員数が5人になった場合には自動的に消滅する。
5. いずれの国についても、その国に居住する5人（又は5件）以上の個人会員又は団体会員が署名した要請文書が事務局長に届いた場合には、執行委員会は、国内委員会を設立することができる。
6. 上記の設立要請を受けたとき、事務局長は、その国に居住するイコム会員のすべてにこの要請を知らせ、30日以内に意見の表明を要請しなければならない。事務局長はその国に居住するイコム会員から寄せられた意見を添えて、設立要請文書を執行委員会に送り決定を求めるものとする。
7. 執行委員会が国内委員会の設立を決定したとき、事務局長はその国に居住するすべてのイコム会員に通知し、第1回会議を準備し、その議長となる者を会員のなかから指名しなければならない。この会議で国内委員会の委員長及び理事会の理事を選出し、手続規程を採択するものとする。
8. 第1回会議で選出された委員長は会議の議事録を早急に事務局長に送付しなければならない。この時、手続規程の写し及び理事会メンバーの氏名と住所を添えるものとする。
9. 一つの国に国内委員会が存在しない場合には、当該国の博物館と博物館専門職員を代表する全国レベルの協会が事務局に申請書を送り、この協会をイコムの国内委員会とする許可を執行委員会から受けることができる。この種の許可は、当該協会の会員のうちかななりの比率の者がイコム会員であり、かつ協会の規則がこの規約及び国内委員会モデル規則と反しないことが明らかにされた場合にのみ与えられる。
10. 各国内委員会は委員長及び4人以上（委員長を含む）の理事会理事を選出しなければならない。何人も、理事会のメンバーとして連続して6年を越えて在任することはできない。ただし、引き続き委員長又は副委員長に選出された場合はこの限りではない。何人も、委員長又は副委員長として

6年を越えて在任することはできない。

11. 各国内委員会の委員長は当該委員会の前年度活動報告のコピーを事務局長に送付しなければならない。事務局長は、これを諮問委員会及び執行委員会の年次会議に提出するものとする。この前年度活動報告は当該年次会議の少なくとも6週間前までに事務局長のもとに届いていなければならない。
12. 各国内委員会は少なくとも1年に1回は全体会議を開かなければならない。全体会議においては、委員会の活動と財政に関する年度報告を理事会が会員に提示するとともに、委員会の事業計画の検討・承認を受けなければならない。
13. 理事会は、イコム執行委員会の選挙において、及びイコム総会において、国内委員会を代表して投票する人物を指名する責任を有するものとする。
14. 国内委員会が設置されている国においては、各国内委員会は、ユネスコの国内委員会（当該委員会が存在する場合）と連携関係（L i n k s）を設立しなければならない。
15. 各国内委員会は、可能であれば、その国の博物館専門職員を全国レベルにおいて代表する協会と関係を設立するものとする。
16. 執行委員会は、国内委員会が有効に機能していないことを認めた場合には、この規約に定められた国内委員会の権利の一時停止を決定することができる。
17. 執行委員会は、国内委員会の認定の取り消しを決定することもできる。
18. 一時停止中の国内委員会が一時停止の理由となった事柄を解決したこと、及び当該委員会が、再び有効に機能しうることの証拠を執行委員会が得たときには、執行委員会は、当該国内委員会の活動を復活させることができる。

第15条 地域機構

1. 執行委員会は、特定の地域の3つ以上の国内委員会による要請書を受け、かつ諮問委員会からこれを支持する旨の推薦文書を受けた場合には、一つのイコム地域機構の設立に同意することができる。
2. 国内委員会はその国の属する地域に設立された地域機構に加入の申し込みをすることができる。国内委員会の地域機構加入申請は、執行委員会がその機関の現メンバー又は設立メンバー及び諮問委員会と協議のうえ、これを決定するものとする。
3. イコム地域機構の目的は、その地域の国内委員会、博物館及び博物館専門職員相互の情報交換と協力のための場を作ることにある。イコム地域機構は機構独自の経費で会議を開き、ニュースレターその他の出版物を製作し、かつ、目的遂行のために必要または適当な他の事を行うことができる。
4. イコム地域機構は理事会によって管理される。理事会のメンバーは、当該機構の会議において当該機構の会員が選出するものとする。各国内委員会はこの会議に代表を送り一票を投ずる資格を有するものとする。理事会は議長及び少なくとも3人の他の理事で構成される。当該地域に在住する執行委員会メンバー、イコム会長及び諮問委員会委員長は職権上の理事となる。新設の地域機構の最初の理事会の理事の選挙はイコム会長又は会長が指名した代表が実施しなければならない。何人も、理事会の理事に連続して6年を越えて在任することはできない。ただし、引き続き委員長に選出された場合はこの限りではない。何人も、6年を越えて委員長に連続して在任することはできない。

5. イコム地域機構は、第28条により執行委員会が定める地域機構モデル規程に反しない活動手続き規程を設立するものとする。
6. 執行委員会の同意を得て、事務局長は適当と考える事柄の遂行に関して地域機構に援助を行うことができる。それには、例えばイコム事務局の職員を地域機構の事務長に任命すること、又は、当該地域に在住する人物をこの職務の担当者として指名することが含まれる。事務長は地域機構の理事会に対して責任を負うものとする。理事会は、必要となる経費の負担に対して責任を負わなければならない。
7. 執行委員会は、諮問委員会の助言に基づき、下記のいずれかの理由により、地域機構の解散又は活動の一時停止を行うことができる。
 - (a) 当該地域において活動する国内委員会の数が不十分で地域機構の存在を継続する理由がない。
 - (b) 活動が行われていないか、不十分である。
 - (c) この規約又はイコム専門職業倫理規程に著しく違反している。
8. 一時停止中の地域機構が一時停止の理由になった事項を解決したこと、および当該機構が再び有効に機能しうることの証拠を得た場合には、執行委員会は、当該機構の活動を復活させることができる。

第16条 国内連絡員

1. 国内委員会が存在しない国にイコム会員が在住する場合には、執行委員会はその国に在住するイコム会員の1人をその国の国内連絡員として指名することができる。国内連絡員はイコム総会でその国のイコム会員を代表する資格を有し、諮問委員会の会議及びその国が属する地域機関の会議にオブザーバーとして出席することができる。国内連絡員には、総会で投票する資格も執行委員会の選挙で投票する資格も与えられない。

第17条 国際委員会

1. 国際委員会は、イコムの活動のため、及びその活動計画の実現のための、主要な機関とする。国際委員会は、純粋な専門的な性格の機関でなければならない。
2. 国際委員会は同種の専門的利益を持つイコム会員相互の連絡機関とし、イコムに対しその利益を代表するものとする。特に次のことに責任を有するものとする。
 - (a) イコム事業計画を開発し実施するとともに、イコムの個々の任務に関連する活動を開発し、実施すること
 - (b) 執行委員会メンバーの選挙及び総会における投票のために投票者を指名すること
 - (c) 執行委員会及び諮問委員会に対し、当該国際委員会の前年度の活動に関する年次報告を提出すること
 - (d) イコムとその事業計画に関連する事項に関し、諮問委員会、執行委員会及び事務局長に助言を行うこと
3. 一つの国際委員会は、博物館学の一つの側面、博物館の方針若しくは実際活動に関する一つの側面、又は博物館の管理と運営に関する一つ以上の領域若しくは専門職務を担当するものとして、執行委員会がこれを設置することができる。執行委員会は、新しい国際委員会を設置する前に、諮問委員会の意見を求めなければならない。各国際委員会が担当する正確な分野を決定し、かつ国際委員会相互間の任務重複の問題を解決するのは、執行委員会独自の権利とする。

4. 各国際委員会は、当該委員会への加入を求める個人会員又は団体会員の指名代表から成るものとする。各国際委員会は、委員長と理事会理事を選出し、本規約に定められた国際委員会モデル規程に反しない独自の手続き規程を採択し、独自の活動を行うものとする。その活動には次のことが含まれる。

- (a) 会議の開催
- (b) ニュースレターその他の出版物の製作
- (c) 通信による審議
- (d) 他の専門職団体との協力

何人も、国際委員会の理事として連続して6年を越えて在任することはできない。ただし、引き続き委員長又は副委員長に選ばれた場合はこの限りではない。何人も、委員長又は副委員長として連続して6年を越えて在任することはできない。

5. 国際委員会は、執行委員会の発議により、又は、委員会の担当分野及び、委員会の必要な理由を示し、少なくとも10名以上のイコム会員が署名した提案書を事務局長が受理したのちに、これを設立することができる。執行委員会が新しい国際委員会の設立を提案する時、又は上記の提案書を事務局長が受理した時、事務局長は他のすべての国際委員会又は加盟機関に知らせ、60日以内に当該提案に関する意見を求める。60日の期間が経過したのち、事務局長は、寄せられた意見を添えて提案書を諮問委員会に提出し、審議を求めなければならない。

6. 事務局長は国際委員会及び加盟機関の委員長から寄せられた意見並びに諮問委員会の見解を添えて提案書を執行委員会に提出し、その決定を求める。執行委員会が新しい国際委員会の設立を決定したときは、事務局長は提案者に知らせるとともに、新しい委員会の第1回会議を開催し、これを主宰する者を指名する。この会議で委員長と理事会理事を選出し、この規約により定められる国際委員会モデル規則に反しない手続き規程が採択される。第1回会議で選出された国際委員会委員長は採択された手続き規程の写し及び理事の氏名・住所を添付して、第1回会議の議事録を事務局長に早急に送付しなければならない。

7. 第1回会議の後可能な限り速やかに、事務局長は、新しい国際委員会の設立、その対象分野及び当初役員の名・住所をイコム会員に知らせなければならない。正当なイコム会員はすべてその委員会に入会する権利を有し、本規約第12条第2項の定めに従い、投票権を申請することができる。

8. 国際委員会に於いて投票権を有する個人会員及び団体会員の指名代表のみが、当該委員会の関係事項について投票し、当該委員会の委員長又は理事の選挙に立候補し、又は執行委員会選挙において若しくは総会に於いて投票する当該委員会の指名代表となる資格を有する。

9. 国際委員会は全体会議を一般に少なくとも1年に1回開くものとし、総会が開催される年には総会と同じ時期、及び場所において開くものとする。各国際委員会の理事会は、事務局長の要請がある時は、総会及び執行委員会委員選挙において当該委員会を代表して投票する人物5人を、イコム個人会員又は団体会員の指名代表の中から指名するものとする。各国際委員会の委員長は前年度の当該委員会の活動に関する年次報告を事務局長に送付しなければならない。事務局長は、諮問委員会及び執行委員会の年次会議にこれを提出しなければならない。この年次報告はこれらの年次会議の少なくとも6週間前までに事務局長にこれを届けなければならない。

10. 国際委員会の委員長は、当該委員会がある国において会議を開催することを決定した場合には、その国の国内委員会委員長に知らせなければならない。

11. 国際委員会はその任務を実施するために必要なワーキング・グループを設立することができる。

12. 国際委員会は、下記のいずれかの理由があれば、諮問委員会の勧告により、執行委員会がこれを解散又は一時停止させることができる。

- (a) 当該委員会の運営を継続するうえで会員数その不十分であること
- (b) 活動が行われていないか不十分であること
- (c) 活動計画の作成及び実施が繰り返し遅れること
- (d) 当該委員会の設置目的が完了したこと
- (e) イコム専門職業倫理規程に甚しく反する活動を行ったこと

13. 一時停止の国際委員会は、一時停止の理由となった事柄が解消したこと、及び再び有効に機能しうることの証拠を執行委員会が得たときには、執行委員会は当該国際委員会の活動を復活させることができる。

第18条 加盟機関

1. 第2条第2項に定められた博物館専門職員又は第2条第1項に定める博物館が少くとも3分の2を占める国際機関は、イコムの加盟機関となることを申し込むことができる。
2. 加盟の申し込みは、事務局宛てに文書によりなされなければならない。この文書には、当該機関の規約及び規程の写し並びに博物館専門職員又は博物館の占める比率に関する証拠を添付するものとする。申し込み書には、当該機関がイコムに加盟を望む理由を明らかにしなければならない。
3. 上記の申し込み書を受理したとき、事務局長は、そのことをすべての国際委員会及び加盟機関の委員長に通知し、60日以内に意見を提出するよう要請しなければならない。60日を経過したのち、事務局長は、申し込み書とこれに関する意見を諮問委員会に提出し、その検討にゆだねなければならない。
4. 事務局長は申し込み書を、国際委員会又は他の加盟機関の委員長からの意見及び諮問委員会の表明した意見とともに、執行委員会に提出し、その決定にゆだねなければならない。
5. 執行委員会が加盟機関の地位を、当該機関に与えることを決定した場合には、執行委員会は、その旨を当該機関に通知するとともに、決定の1年以内に当該機関の会員の少なくとも半数がイコム会員となるように要請しなければならない。当該機関の会員のうちイコム会員の占める割合がその期日までに3分の1に達しない場合には、加盟機関としての当該機関の地位は消滅するものとする。
6. 加盟機関は、その規約及び規則により運営される権利を有する。ただし、その規則が基本的にイコム規約に反しないことを条件とする。
7. 国際機関の加盟は、下記のいずれかの理由がある場合、諮問委員会の勧告に基づき、執行委員会がこれを停止することができる。
 - (a) イコムの求めるイコム会員比率を維持することができないこと。
 - (b) 会員のうち博物館専門職員又は博物館の占める比率としてイコムの求める比率を維持することができないこと。
 - (c) 活動を行っていないか、又は活動が不十分であること。
 - (d) イコム規約又は専門職業倫理規程に著しく反する活動を行ったこと。
8. その加盟が停止された国際機関は、加盟の停止を招いた事柄が解消した場合には、再び加盟に申し込むことができる。

第19条 総会

1. 総会は、イコムの最高意思決定機関とする。その機能は、下記の通りとする。
 - (a) 規約を採択し、必要の場合、これを改正する。
 - (b) 次の3年間のイコム事業計画を承認する。
 - (c) 次の3年間の予算を承認する。
 - (d) 過去3年間のイコムの事業活動に関する報告を受理し、採択する。
 - (e) 過去3年間の収支決算を受理し、採択する。
 - (f) 諮問委員会、執行委員会及び大会から付記された事柄を検討し、決定を行う。
 - (g) 博物館、博物館学その他のイコムの関心事項に関し、総会が適当と考える決議を採択する。
 - (h) イコムの運営に関し、総会が必要と考える指示を執行委員会に与える。
 - (i) 次の総会の時期と場所、及び次の大会のテーマを決定する。
 - (j) 総会自体の手續規則及び大会の手續規則を採択し、必要に応じ改正する。総会の決定は、最終のものとし、再審理の対象とはしない。
2. イコムの会員はすべて、総会に出席し参加する権利を有する。団体会員は、総会において当該機関を代表する者3名を指名することができる。
3. 通常総会（及び大会）は、3年ごとにこれを開催するものとし、その時期、場所及びテーマは、諮問委員会及び執行委員会の勧告を検討したのち、前回の総会がこれを決定するものとする。次の総会及び大会の開催される場所を決定するに当たり、総会は、さまざまな地域において開催されることが望ましいこと、及び開催の経費を考慮するものとする。総会は、会長、又は会長が欠席の場合、副会長の1人が、これを主宰しなければならない。
4. 総会の始まる日の少なくとも12箇月前までに、事務局長は、各国内委員会、国際委員会及び加盟機関の委員長に対し、総会の時期と場所を通知するとともに、議題に含めるべき事柄についての提案を提出するように要請しなければならない。受理した提案はすべて執行委員会が検討しなければならない。執行委員会は、議題案を作成し、この議題案を総会の少なくとも6箇月前までに諮問委員会に提出し、その承認を求める責任を有する。
5. 会長は、下記の場合にイコムの臨時総会を開催しなければならない。
 - (a) 国内委員会の3分の1から要請があった場合、又は
 - (b) 執行委員会の過半数の委員から要請があった場合。臨時総会は、イコム事務局の所在地においてこれを開催するものとし、かつ上記の要請を会長が受理した日から2箇月以内に開催するものとする。
6. 総会の会議において、及び、執行委員会の選挙において投票する権利は、下記の通り行使されるものとする。
 - (a) 各国内委員会は、総会の決定にゆだねるため総会に提出されるすべての事項に関し、当該委員会を代表して投票する者5名を指名する権利を有する。この5名は、当該委員会の会員であるイコムの個人会員又は団体会員の指名する代表とし、かつ、その国から選出された諮問委員会又は執行委員会の委員を含むものとする。
 - (b) 各国際委員会は、総会の決定にゆだねるため総会に提出されるすべての事柄に関し、当該委員会を代表して投票する者を3名指名する権利を有する。この3名は、当該委員会の投票権を有する会員とする。
 - (c) 会員の半数以上がイコム会員である各加盟機関は、総会の決定にゆだねるために総会に提出さ

れるすべての事柄に関し当該機関を代表して投票する者を2名指名する権利を有する。この2名は、当該機関の会員であるイコムの個人会員又は団体会員の指名する代表とする。会員総数のうちイコム会員の占める割合が2分の1未満である加盟機関は、当該機関を代表して投票する者を1名指名する権利を有する。

- (d) 国内委員会、国際委員会又は加盟機関の理事会は、本項(a)(b)(c)又は(d)により当該委員会又は加盟機関を代表して投票する者として指名されながら、総会に出席することのできなくなった者の代理人として、当該委員会又は加盟機関の会員1名を指名する権利を有する。
7. 会議に出席する投票者の数が代理人を含めて、第19条第6項に基づき算出される予定投票者数の3分の2に達したとき、総会は定足数を満たしたものとする。この定足数に達しない場合、総会は、24時間以内に同じ場所で再び開催されるものとする。この場合、出席する指名投票者の数に関係なく、総会の審議は有効とする。活動停止中の委員会の代表の数は、本条の定足数には算定されない。定足数の成否を決定する場合、2つ以上の委員会又は機関により投票者として指名された者は、各委員会又は機関の代表として、それぞれに1名として算定される。
8. 総会において審議される事項はすべて単純過半数の投票によって決定されるものとする。ただし、本規約の改正については3分の2の過半数、また、イコムの解散については4分の3の過半数の投票を必要とする。(第30条)

第20条 大会

1. イコムは、通常総会と同じ時期及び場所において3年ごとに大会を開催するものとする。大会は、博物館学及び博物館に関する実際の及び理論的性格の事項、特に前回の総会において決定された大会のテーマに関する事項の審議、討論の場とする。大会はまた、過去3年間のイコムの活動に関する報告及び次の3年間のイコムの事業計画案を受理し、審議するものとする。大会は、その討議の結果、総会の審議に適すると考える決議案を提案することができる。
2. 大会に参加する権利は、イコムの会員のすべてに与えられるものとする。団体会員は、2名以上の代表を送ることができる。ただし、投票を目的とする各団体会員の指名代表は1名のみとする。
3. 大会の参加者として登録された個人会員、各団体会員の指名代表1名、賛助会員及び名誉会員は、大会の決定すべき事項として大会に提出される事項に関し、それぞれ1票を投ずる資格を有する。大会においては、投票を目的として代理人を置くことはできない。大会における審議事項はすべて単純過半数により決定されるものとする。

第21条 諮問委員会

1. 諮問委員会の機能は、下記の通りである。
 - (a) イコムの方針、事業計画、手続及び財政に関する事項に関し、執行委員会及び総会に助言を行うこと。
 - (b) 収入役の提出する前年度の監査済み収支決算及び現年度の年間予算を受理し、承認すること。
 - (c) 執行委員会選挙の候補者を選出すること。
 - (d) 第29条に基づきイコム規約の改正案を審議し、助言を行うこと。
 - (e) この規約の求めるその他のことを行うこと。
2. 諮問委員会の委員は、下記の通りとする。
 - (a) 各国内委員会の委員長又はその指名する代表

- (b) 各国際委員会の委員長又はその指名する代表
 - (c) 各加盟機関の委員長又はその指名する代表
 - (d) イコム会員のなかから諮問委員会が選出する諮問委員会委員長
3. 下記の場合、諮問委員会委員の任は解かれるものとする。
- (a) 当該人物が国内委員会、国際委員会又は加盟機関の委員長の職をやめる場合。
 - (b) (諮問委員会) 委員長については、当該人物が委員長の職務を遂行しえなくなった場合、第9条の定めによりイコム会員でなくなった場合、又は文書により事務局長に宛て辞表を提出した場合。
4. 諮問委員会の(委員長以外の)委員は、委員会の会議においてイコムの他の会員を代理人として出席させることができる。ただし、何人も2回以上この代理人を務めることはできない。この代理人は、当該委員が文書により指名しなければならない。かつ、この指名の有効期間は、委員会の一つの会議の期間中のみとする。この方法により指名された代理人は、委員会の当該会議中、当該委員の投票権を含むすべての権利を所有する。
5. 諮問委員会は、イコムの通常総会と連結して開催されるその会議において委員長を選出するものとする。任期は3年とする。この職務に選ばれる人物は、イコムの個人会員でなければならないが、すでに諮問委員会の委員であっても、また、なくてもよい。かつ、諮問委員会委員を務めた経験があっても、またなくてもよい。諮問委員会委員長は1回再任することができる。通常総会の始まる日の少なくとも6箇月前に、事務局長は、各国内委員会、国際委員会及び加盟機関の委員長に文書を送り、諮問委員会委員長候補者の推せんを求めなければならない。推せんは、総会の始まる日の3箇月前までに事務局長によって受理されなければならない。事務局長は、総会の始まる日の2箇月前までに、諮問委員会の委員に対し、候補者の氏名とともに各候補者の提供する履歴データを知らせなければならない。
6. 諮問委員会は、総会の始まる日の直前に現委員長がこれを開催するものとし、その際、次期の委員長を秘密投票により選出するものとする。投票数は、2名の開票検査人の補佐により事務局長が数えるものとする。最多数の得票を得た候補者は、得票数が投票総数の50%を越えた場合、(委員長に)選出されたことが宣言されるものとする。いずれの候補者の得票数も投票総数の50%を越えていない場合は、得票数が最も少ない候補者を除外し、残りの候補者につき、再度の投票を行い、1人の候補者が投票総数の50%を越える票を得るまで投票を行い、その候補者が(委員長に)選出されたことが宣言されるものとする。選出された委員長は、総会の終了とともにその職に就くこととし、総会中はすでに諮問委員会の委員である如く諮問委員会の活動と審議に参加する資格を有する。
7. 総会の終了後に開かれる会議において諮問委員会は、その委員のなかから副委員長1名を選出するものとする。副委員長は、諮問委員会の事務に関し委員長を補佐するものとし、かつ、執行委員会又は地域機構の理事会の会議に委員長の代理として出席することができる。この代理出席は、特定の会議又は特定の機構を限定した委員長の具体的な委任状によって行われるものとする。
8. 諮問委員会委員長は、下記のことを行わなければならない。
- (a) 委員会の会議を開催し、これを主宰すること。
 - (b) 執行委員会の職権上の委員となること。
 - (c) 第27条に定めるイコムの選挙管理役員となること。
 - (d) すべての地域機構の理事会の職権上の理事となること。

委員長が欠席の場合、副委員長が（諮問）委員会の会議を主宰するものとする。

9. 諮問委員会の委員長又は副委員長に空席が生じたときは、委員会は、空席の発生後に開かれる最初の会議において委員のなかから1名を委員長又は副委員長に選出するものとする。その任期は、前任の委員長又は副委員長の任期の残存期間とする。
10. 諮問委員会は、執行委員会の会議と連結して毎年少なくとも1回通常会議を開催するものとする。総会が開催される時は、総会の少なくとも6箇月前に執行委員会の会議に先立ち通常会議を開催し、この通常会議において執行委員会委員の候補者を選出するものとする。諮問委員会は、各総会の直前及び直後にも会議を開催するものとする。
11. 諮問委員会の臨時会議は、執行委員会の要請又は諮問委員会委員の4分の1の要請により開催することができる。この要請は、文書により諮問委員会委員長に伝達されるものとし、委員長は、要請が受理されてから2箇月以内に会議を開かなければならない。この臨時会議は、イコム事務局の所在地においてこれを開催するものとする。
12. 執行委員会の委員、各地域機関の委員長及び第16条に定める国内連絡員は、オブザーバーとして諮問委員会の会議に出席する資格を有するものとし、会議において発言する権利は有するが、投票する権利は有しない。
13. 諮問委員会の定足数の充足は、代理出席を含む出席者数が委員総数の50%に達した場合とする。この定足数に満たない場合、諮問委員会は24時間以内に同じ場所において再開されるものとする。その時の出席者数に関係なく、諮問委員会の審議は有効とする。諮問委員会委員長並びに国内委員会、国際委員会及び加盟機関の委員長（又は委員長の指名する代理人）はそれぞれの1票を投ずることができる。委員長としての地位を2つ以上保持する者は、それぞれの委員会又は機関を代表して投票することができる。議事は、出席して投票する者の単純過半数によりこれを決定するものとする。可否同数のときは、諮問委員会委員長が決定票を投ずることができる。
- 13a. 諮問委員会の会議において討議され、一層の検討又は情報が必要とされたために、その会議において決定されなかった事項がある場合、諮問委員会の委員長は、会議開催以外の方法により委員の採決を求めることができる。この場合、決議案は文書の形で委員会の委員に送られ、一定の期日までに回答が委員長に届くこととされる。投票は、郵便、ファクシミリ又はEメールにより行われる。採決は、所定の期日までに届いた回答の単純過半数によってなされる。
14. 諮問委員会は、イコムに関する事項（個人的性格の事項を除く）の報告を執行委員会又は事務局長に要請し、提供を受けることができる。委員会は、1人以上の委員（うち1人は座長）及び委員会が適当と認める他のイコム会員から成るワーキング・グループを設置し、イコムに関する事項について検討させ、委員会に報告させることができる。

第22条 執行委員会

1. 執行委員会の機能は、次の通りとする。
 - (a) 総会の決定及び決議を実施するために必要な措置を講じる。
 - (b) 承認されたイコムの事業計画が、能率的、効果的に、かつ承認された予算に従って、実施されるように図る。
 - (c) イコムの方針、事業計画及び手続に関するすべての重要事項を諮問委員会に諮り、その検討・助言を求めるようにする。
 - (d) 諮問委員会の提案又は勧告を実施するために必要な措置を検討し、これを講じる。

- (e) 国内委員会，国際委員会及び加盟機関の活動を一般的に監督し，適当な場合これを調整する。
 - (f) 個人会員が加入することのできる国際委員会の数を明記する。
 - (g) 各範疇の会員の会費年額を決定する。
 - (h) 総会又は諮問委員会の会議が開催されていない時に緊急の事態が発生した場合には，イコムの利益のために必要と執行委員会が考える決定及び措置を行う（この規約により，総会又は諮問委員会の特権とされている決定及び措置を含む。）このような決定又は措置は，その決定又は措置を必要とした事情の説明を付して，可能な限り速やかに関係のイコム構成機関に通知しなければならない。
2. 執行委員会は，16名のイコム会員で構成し，その内15名は，国内委員会，国際委員会及び加盟団体の指名代表が3年の任期で選出するものとする。諮問委員会の委員長は，執行委員会の職権上の委員とする。選出された15名の委員のうち，4名は執行委員会の役員で，また11名は普通委員とする。役員は，会長，副会長2名及び収入役とする。投票は，第27条の規定に従い総会中に行うものとする。結果は総会において発表するものとする。執行委員会の非選出委員の任期は，一つの通常総会の終了時から次の通常総会の終了日までとする。
 3. 1人の人物を執行委員会の普通委員として連続して2期を超えて選出することはできないが，引き続き次期の委員会役員として選出することはできる。1人の人物を執行委員会の役員として，同じ役職であれ，異なる役職であれ，連続して2期を超えて選出することはできない。何人も，執行委員会の非選出委員として連続して4期を超えて在任することはできない。上記の規定に従い，執行委員会委員として2期以上を終えた者は，少なくとも3年の期間が経過するまでは，執行委員に再選される資格は有しない。少なくとも3年の期間，執行委員会の委員でなかった者は，これまでに執行委員になったことのない者と同様に立候補する資格を有する。
 4. 前項の規定は，諮問委員会の委員長として1期以上在任した者が次期において執行委員会の役員又は普通委員に選出されることを防げるものではない。また，執行委員会役員として1期以上在任した者が次期において諮問委員の委員長として執行委員となることを妨げるものでもない。
 5. 執行委員会の委員は，当該委員がその職務を遂行しえなくなった場合，第9条の定めによりイコム会員でなくなった場合，又は，事務局長への文書により辞任する場合は，委員の職務を退かなければならない。
 6. 3年の任期中に執行委員会役員に空席が生じた場合，執行委員会は，委員によって空席を補充しなければならない。かつ，その結果生じた他の役員の空席も，委員によって補充しなければならない。3年の任期中に，かつ，総会の始まる日の6箇月よりも前に執行委員会の普通委員に空席が生じた場合は，執行委員会は，残余の期間につきその空席を補充するため，1名のイコム会員を執行委員に選出しなければならない。空席の補充に際し，執行委員会は，辞任した委員の出身地域を考慮しなければならない。総会の始まる日の6箇月前以内に空席が生じた場合は，総会における選挙により補充されるまで，空席はそのままとする。
 7. 執行委員会は，通常会議を毎年少なくとも2回，開催しなければならない。総会の開催される年には，そのうちの1回は，総会の開催場所において開催するものとする。総会と連結して開かれる執行委員会の会議は，総会の直前及び直後のセッション及び会長の決定する総会会期中の別のセッションを含むものとする。総会直後に開かれる会議において，新たに選出された執行委員会委員が任に就くものとする。
 8. 執行委員会は，会長の要請により，又は，執行委員会の非選出委員5名以上からの文書による要

請を会長が受理したとき、臨時会議を開催するものとする。執行委員会の臨時会議開催の要請を受理したとき、会長は、直ちに必要の手続を取らなければならない。臨時会議は、要請の受理した日から30日以内にこれを開催しなければならない。

9. 執行委員会の会議に出席することのできない執行委員会委員は、1人のイコム会員（執行委員会委員でない者）を代理人として指名することができる。この指名は、文書によりなされるものとし、当該会議の期間中のみ有効とする。委員の代理人は、当該会議につき、投票権を含む当該委員のすべての権利を有するものとする。何人も、執行委員会会議において、1人よりも多くの委員の代理人となることはできない。
10. 執行委員会会議の定足数は、委員又は正当に指名された代理人7名とする。ただし、委員会の委員少なくとも5名の実際の出席を条件とする。議事は、出席して投票した者の単純過半数で決するものとする。委員会の委員は各人1票の投票権を有する。可否同数のときは、会長が決定票を投ずるものとする。
11. 執行委員会会議は、参加する会員間の同時電子通信によりこれを行うことができる。

第23条 執行委員会の役員

1. イコムの会長は、総会及び執行委員会会議を招集し、主宰しなければならない。執行委員会会議の開かれていない期間中、会長は、イコムの利益に照らし適当かつ必要と会長が考える決定及び措置を行わなければならない。この場合、会長が行った決定又は措置はすべて執行委員会の次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。会長は、国や国際機関、特にユネスコ、イコムス及びイクロムとの交渉においてイコムを代表するものとする。
2. 副会長は、会長を補佐し、適当な場合、その代理を務めなければならない。会長は、副会長（2名）に対し、特定領域の責任を分担させることができる。かつ、何らかの理由により会長が会長の職務を遂行することができない場合には、副会長のうち1名が会長に代わり、執行委員会及び総会の招集及び主宰を含む行為をすることができる。
3. 収入役は、各総会におけるイコムの3年間予算の作成及び提出、並びに諮問委員会及び執行委員会の年次会議における次年度予算案の作成及び提出に責任を有するものとする。収入役は、定期的にイコムの収入支出を検討し、必要に応じ、イコムの財政状態を保護するために必要な措置を執行委員会に提案しなければならない。収入役は、第26条第5項の定めにより任命される個人又は団体によるイコム年間決算の監査の準備を行い、監査済みの年間決算書を諮問委員会に提出して、その検討、採択を求めなければならない。収入役は、総会の直前3年間の監査済み決算書を諮問委員会の意見とともに総会に提出し、採択を求めなければならない。執行委員会は、収入役を補佐する人物をイコムの会員であるか否かに関係なく任命することができる。

第24条 事務局

1. 事務局長とイコム職員とにより事務局を構成するものとする。
2. 事務局長は、執行委員会が時折決定する給料及び雇用条件により委員会が任命するものとする。事務局長は、3年を越えない期間につき契約により雇用するものとする。ただし、再任の資格を有する。事務局長の再任は、一つの任期の終了する少なくとも6箇月前に執行委員会が検討するものとする。
3. イコムの事務局長は、事務運営の最高責任者とし、イコムの能率的かつ効果的な運営及び事務局

の管理につき執行委員会に対し責任を負うものとする。日常事務に関し、事務局長は、会長の指示に従わなければならない。事務局長は、内規に定めるすべてのポストに関し執行委員会の同意を得ることを条件として、事務局職員の任命及び解雇を行う責任を有するものとする。職員の雇用条件（職務内容及び給料の職階を含む）は、第28条第1項の定めに従い制定される職員規則にこれを明記しなければならない。

4. 事務局長は、下記の責任を有する。
 - (a) 会員に対するサービスを提供すること。
 - (b) 執行委員会、諮問委員会及び総会の会議に対し事務的サービスを提供すること。
 - (c) 総会の承認したイコムの活動計画に関し、準備、実現、評価及び報告を行うこと。
 - (d) 収入役の指示に従い、経費の支出、適当な記録の保持、及び適切な財政報告の作成を含む、イコムの財務を実施すること。
 - (e) 国際委員会の活動を補佐すること。
 - (f) ユネスコ事務局に対し、その事業計画の実施に関し、援助を行うこと。
5. 事務局長は、イコムの公用語による情報小冊子（ニューズレター）を定期的に刊行し、正当な会員のすべてに送らなければならない。
6. 事務局長は、執行委員会の承認を得て、かつ、承認されたイコム事業計画・予算に従い、イコムの単独によるか、又は、他の国際機関、国内機関、公的若しくは私的機関との共同により、イコムの活動に関するたの必要な出版物を適当と考えられる言語により刊行することができる。
7. 事務局長は、前項の出版物を販売その他の方法によりイコム会員又は他の人々の利用に供することができる。
8. 事務局長は、ユネスコイコム博物館情報センターにつき責任を有し、これを維持しなければならない。かつ、当該センターの運営のために必要と考えられる職員及び財源を提供しなければならない。

第25条 イコム財団

1. イコムの活動を支援するため、イコム財団を設立しなければならない。総会は、財団の規約及び規程並びにそれらの改正を承認するものとする。財団の規約及び規程は、イコム規約に反するものであってはならない。
2. イコム財団の会長は、執行委員会、諮問委員会及び総会に出席し、その活動に参加するよう招請を受けるものとする。ただし、投票する権利は有しない。

第26条 財政

1. イコムの財源は、下記の通りとする。
 - (a) 会員の支払う会費
 - (b) 出版物の売上げ及び会議の開催を含むイコムの活動から生じる収入
 - (c) (イコムが) 受理し、執行委員会が承認する補助金、助成金、寄付金及び遺贈
 - (d) イコム財団から受理する寄付金
 - (e) イコムの提供したサービスに対してなされた支払金、又は個々の事業活動を実施するために契約（執行委員会の承認を得なければならない）のもとで（イコムが）受理した支払金。
2. 執行委員会は、イコムの規約に基づく目的を実現するために必要な資金を、イコムを代表して、

- 受領し、取得し、借用し、保持し、及び使用する権限を有するものとする。
3. 収入役は、その受領が執行委員会により承認された補助金、助成金、寄付金及び遺贈を、イコムを代表して受理する権限を有するものとする。
 4. イコム資金の支出は、収入役が作成し、執行委員会が承認した年間予算に従ってのみこれを行うことができる。
 5. 毎年の年次会議において、諮問委員会は、委員会が適当と考える額の報酬により、有資格の人物又は機関をイコムの監査役として任命しなければならない。
 6. 正式に設立されたイコム国内委員会の存在する国においては、執行委員会の承認により、かつ、その国の法律に従い、特別の銀行口座を開設し、その国にあるイコム財産のうち、他の国に自由に移すことのできない資金を預けることができる。そのような資金の支出は、執行委員会の承認によってのみ行うものとする。イコムの収入役は、このような資金の額及び使用額につき、執行委員会及び諮問委員会に対し、年次決算を報告しなければならない。
 7. 国内委員会又は国際委員会は、最初に執行委員会の承諾を得ることなく、イコムの経費支出を伴う契約又は法的拘束力のある合意を行ってはならない。ただし、当該（国内又は国際）委員会自体の活動に関するもので、かつ当該委員自体の資金により経費支出がなされる契約及び合意は、この限りではない。

第27条 執行委員会の選挙

1. 諮問委員会の委員長は、イコムの選挙管理役員となり、選挙の実施を監督し、所定の手続が守られたことを確認しなければならない。
2. 事務局長は、執行委員会選挙の候補者が選出される諮問委員会会議が開かれる少なくとも3箇月前までに、各国内委員会、国際委員会及び加盟機関の委員長に文書を送り、執行委員会の役員及び普通委員の選挙の候補者（イコムの個人会員又は団体会員の指名代表）の推せんを求めなくてはならない。候補者の推薦書には、当該候補者以外の者が署名しなければならない。
3. 候補者の資格及び経験を明記した簡単な履歴書並びに執行委員を務める意志及び能力を示した本人の署名入り願書を添付した推せん書のみが諮問委員会の検討の対象となる。事務局長は、そのような推せん書のそれぞれを、本人が正当な個人会員又は団体会員の指名代表であり、かつ第22条第3項及び第4項の定めによる執行委員会の役員又は普通委員の被選挙資格を有する旨を明らかにした文書とともに、諮問委員会に伝達しなければならない。
4. 執行委員会選挙の立候補者の選挙に当たり、諮問委員会は、イコム役員選挙の候補者としての適格性に関し、執行委員会、国内委員会及び加盟機関の意見を考慮しなければならない。諮問委員会は、候補者がイコムの各地域及び各専門分野の利益を代表するように可能なかぎりの努力を払わなければならない。
5. 諮問委員会は、推せんされた候補者のなかから、30名以内の者を、執行委員会選挙立候補者として、投票により選出しなければならない。立候補者の名簿は、2部に分けて作成するものとする。名簿のA部は、執行委員会役員の立候補者の氏名を掲載するものとし、B部は執行委員会の普通委員の立候補者の氏名を掲載するものとする。役員の候補者は、普通委員の候補者としてもこれを名簿に含めることができる。ただし、当該候補者が、第22条第3項に定める非選挙資格を有することを条件とする。
6. (a) 執行委員会役員の候補者として諮問委員会で選出された者が、その後なんらかの理由で選挙

に立つことができなくなり、かつ、その役職に他の候補者がいない場合には、執行委員会は、諮問委員会の委員とできるだけよく相談し、立候補の意志を有する他の者をその役職の候補者として選出するものとする。

- (b) 執行委員会の普通委員の候補者として諮問委員会に選出された者が、その後なんらかの理由で選挙に立つことができなくなり、かつ、5人の普通委員の選挙を確実にする十分な数の候補者がいない場合には、執行委員会は諮問委員会の委員とできるだけよく相談し、立候補の意志を有する他の者を執行委員会普通委員の立候補者として選出するものとする。
 - (c) 第6項(a)又は第6項(b)の定めにより候補者の選出を行うときは、執行委員会は諮問委員会により推薦された候補者のリスト及び諮問委員会における投票結果を尊重するものとする。
 - (d) 第6項(a)及び第6項(b)の定めによる措置を執行委員会が講じる場合には、事務局長は第27条の第7項、及び第9項に定められた期限を守ることを求められない。
7. 事務局長は、総会の始まる日の5箇月以上前までに、国内委員会、国際委員会及び加盟機関の委員長に文書を送り、諮問委員会が選出した候補者の名簿を通知するとともに、総会に代表を送らない委員会又は機関に対し郵便により投票権を行使するよう要請しなければならない。
 8. 郵便による投票を望む国内委員会、国際委員会又は加盟機関は、その旨を事務局長に通知し、当該委員会又は機関を代表する投票者として第19条第6項(a)、(b)及び(c)の定めにより指名された会員の氏名及び住所が、総会の始まる日の3箇月前までに事務局長に確実に受理されるようにしなければならない。
 9. 事務局長は、総会の始まる日の2箇月以上前までに、執行委員会の役員立候補者の名簿(A部)及び執行委員会の普通委員の立候補者の名簿(B部)を記した投票用紙を、推せん書に添付された候補者の資格及び経験を明記した簡単な履歴書とともに、前項の指名投票者に送付しなければならない。
 10. 事務局長は、投票用紙に注意書きを添え、投票用紙の記入方法を示さなければならない。投票用紙、履歴書及び注意書きには、封筒(「執行委員会」等の文字及び当該国内委員会又は加盟機関の名称を印刷した)を添付するものとする。この封筒には、記入済みの投票用紙を入れ、封印したのち、事務局長に宛てた郵便封筒のなかに入れなければならない。
 11. 記入済みの投票用紙が、有効票に数えられるためには、大会の始まる日の少なくとも1週間前までに事務局長がこれを受理していなければならない。郵便封筒は、1人以上の立会いのもと、事務局長がこれを開封するものとし、(「執行委員会選挙」の文字)印刷された封筒には、受理の日付と事務局長のイニシャルを記入するものとする。
 12. 郵送により受理された投票用紙は、印刷された封筒に入れたまま、総会の開始時に、事務局長が選挙管理役員に手交するものとする。
 13. 国内委員会又は加盟機関は、当該委員会又は機関が総会に代表を送ることになった場合には、郵送による投票を総会の始まる日までに取り消すことができる。その場合、当該委員会又は機関の理事会が郵便による投票の取り消しを求めることを決議したこと、及び総会において当該委員会又は機関を代表して投票する者を、第19条第6項の定めに従い指名したことを証明する文書が、大会の第1日目よりも前に事務局長に受理されていなければならない。そのような証明文書を受理したとき、事務局長は、当該委員会又は機関からの投票用紙を収めた封筒を封印したまま(郵便による投票の)取消しの証明文書とともに選挙管理役員に手交しなければならない。選挙管理役員は、直ちに立会人の前で当該投票用紙を破棄しなければならない。

14. 執行委員会の選挙は、第28条第2項の定めにより採択される総会手続規則に従い、総会において選挙管理役員がこれを運営するものとする。第19条第6項(a)、(b)又は(c)の定めにより国内委員会若しくは国際委員会及び加盟機関により指名された者又は第19条第6項(d)の定めにより指名された代理人のみが投票の権利を有するものとする。これらの指名はすべて、当該委員会又は機関の委員長の署名する文書により、事務局長にこれを提出しなければならない。意見の対立は又は不明確の点がある場合、選挙管理役員は、ある者が投票の権利を有するか否かを決定する絶対的権利を有するものとし、その決定に異議を唱えることはできない。
15. 選挙管理役員は、最初に郵送による封筒を開封し、郵送による票を総会において投じられた票に加えなければならない。その後、すべての投票用紙を点検し、記入が不正確なために無効な票があるか否かを決定しなければならない。
16. 選挙管理役員は、総会の任命する2名の補佐により票を計算しなければならない。この2名は、イコムの会員でなければならないが、選挙の候補者又は事務局職員であってはならない。
17. 有効票は、下記の方法により計算するものとする。
 - (a) 最初に執行委員会の役員(A部)に対する投票数を計算し、各役員ポストにつき得票数の最も多い候補者を当選者として宣言する。
 - (b) 次に、役員に選出された候補者の名前を除外したのち、執行委員会の普通委員(B部)に対する投票数を計算する。役員に選出された候補者に対する票は計算に入れない。得票数の多い順に5名の候補者を当選者として宣言する。
18. 2名の候補者が同数の票を得た場合には、選挙管理役員の行うくじにより当選者を決定するものとする。
19. 選挙管理役員は、選挙の結果を総会において、下記のデータとともに公表しなければならない。
 - (a) 有効投票数
 - (b) 各候補者の得票数
 - (c) 得票数同数のためくじにより当選が決したケースの有無
 - (d) 無効とされた票の有無、及び、無効票があった場合、その理由
20. 事務局長は、可能な限り早期に、選挙の結果を文書により全候補者に伝達しなければならない。

第28条 適用に関する規程

1. 執行委員会は、諮問委員会との協議を経て、この規約の定めを実施するために必要な規則を採択しなければならない。かつ、時に応じそのような規則を改正することができる。ただし、総会、大会及び諮問委員会の手続規則は除く。
2. 総会及び諮問委員会は、それぞれの手続規則を採択しなければならない。かつ、時に応じ、これを改正することができる。総会は、大会の手続規則を採択しなければならない。かつ、時に応じ、これを改正することができる。
3. 諸規則は、この規約に従うものとし、下記を制限し又は拡大することがあってはならない。
 - (a) 会員の権利又は責任事項として本規約に定める事項を処理する会員の権限
 - (b) この規約が総会、諮問委員会及び執行委員会が与える権限
4. この規約の採択の日にすでに実施されていた規則は、(この規約の定めと直接反する部分を除き)本規約のもとで制定されたものの如く、改正まで、その効力を継続するものとする。執行委員会は、この規約の採択の日から12箇月以内に、イコムの運営に必要なすべての規則を制定し、又は、必要

な見直し及び改正を行わなければならない。総会又は諮問委員会の手続規則に対する改正案は、当該総会又は諮問委員会に提出され、採択に付されるか、又は総会若しくは諮問委員会が適当と考える修正を経るものとする。

5. いかなる規則の採択又は改正も、採択又は改正の後可能なかぎり早期に会員にこれを通知しなければならない。
6. 国内委員会、国際委員会、加盟機関又は諮問委員会は、規則の見直しを執行委員会に要請することができる。この要請は、事務局長宛ての文書により行われなければならない。かつ、見直しが必要と考えられる理由を明記しなければならない。執行委員会は、(要請を受けたのちに開かれる)最初の会議において、要請のあった見直しを行い、要請を行った委員会又は機関に対し、可能なかぎり早期に見直しの結果を知らせなければならない。総会又は諮問委員会の手続規則の場合は、見直しの提案及びこの提案に対する執行委員会の見解を総会又は諮問委員会に提出し、その検討、及び(総会又は諮問委員会が)適当と見なす措置に、委ねなければならない。

第29条 この規約の適用と改正

1. この規約は、総会において採択されたのち直ちに発効する。(ただし、本規約が採択される総会においてイコム会長に選出される者がその職に2期在任することを防止するため、第22条第3項は、直ちには発効しない。)この規約は、この条に定める手続に従い総会が随時改正することができる。
2. 国内委員会、国際委員会又は加盟機関は、いつでも、この規約の改正を提案することができる。改正案は、改正が必要と考えられる理由の説明を添えて文書により、事務局長に提出しなければならない。事務局長は、執行委員会の次の会議にこの改正案を提出し、その見解を求めるものとする。
3. 事務局長は、改正案及び改正の理由説明書を、執行委員会委員の見解とともに、諮問委員会の次の会議に提出し、検討を求めるものとする。諮問委員会が改正案を支持する場合は、同委員会はその旨を事務局長に伝えるものとし、事務局長は、改正案を次の総会に提出し、その決定を求めなければならない。
4. 諮問委員会が改正案を支持しない場合は、同委員会は、その旨を事務局長に伝えるものとし、事務局長は提案者にこのことを知らせなければならない。これに伴い、当該改正案は消滅するものとする。
5. この規約の改正は、執行委員会及び諮問委員会もこれを提案することができる。執行委員会の提案する改正案は、これを諮問委員会に提出し、その承認を求めるものとする。
6. 事務局長は、諮問委員会の支持する改正案を総会の始まる日の少なくとも60日前までにすべての国内委員会、国際委員会及び加盟機関の委員長に通知しなければならない。
7. 前項の定めに従い総会に提出された改正案の採択には、投票総数の3分の2以上の多数の賛成を必要とする。採択された場合、改正は直ちに発効するものとし、事務局長は直ちにすべての国内委員会、国際委員会及び加盟機関に通知しなければならない。

第30条 解散

1. イコムは、総会の決議によってのみ解散することができる。総会は、総会の始まる日の少なくとも6箇月前までに、解散案の理由を記した文書がすべての会員に通知された場合のみ、その決議を行うことができる。イコムを解散する決議には、第19条第6項の定めに従って決められる総会出席の投票者総数の4分の3以上の多数の賛成を必要とする。

2. 解散の時にイコムが所有する財産はすべて、ユネスコと協議し、イコムと同様の目的を有する機関にこれを引渡さなければならない。

3 国際博物館会議（イコム）日本委員会規程

（名称・事務所）

第1条 この会は、イコム（国際博物館会議）日本委員会という。

第2条 この会は、事務所を財団法人日本博物館協会内におく。

（目的・事業）

第3条 この会は、イコム規程に従いその目的達成を図ると共に、国内における会員の諸活動の向上に資することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. イコムとの連絡および情報の交換
2. イコム本部事業への参画
3. 関連する他の国内、国際機構への協力
4. 会員の国際的活動に対する援助
5. 出版に関する事業
6. 機関誌の発行、情報・資料の調査・収集および伝達
7. その他必要な事業

（組 織）

第5条 この会はイコムの個人会員、団体会員、賛助会員として認められた国内イコム会員よりなる。会員のうちから15名以内の委員を委員会が選出する。

会員はイコム規約第2条、第6条に該当する博物館関係者で、入会を申し出、委員会が承認したものとする。

賛助会員は、この会の趣旨に賛同し、事業を援助するもので、委員会が推薦したものとする。

（権利・義務）

第6条 会員はイコムの総会および所属する国際委員会において投票権を有する。

会員・賛助会員は、イコムの国内、および国際会議に出席することができる。

会員・賛助会員はイコム本部または日本委員会が発行する刊行物その他の資料の配布をうける。

第7条 会員・賛助会員は日本委員会の承認を経てイコム本部に登録される。

会員および賛助会員の代表は、その選出する国際委員会に所属し、イコムの事業に参加する。

第8条 会員は別に定める会費を負担するものとする。賛助会員は別に定める賛助会費を負担するものとする。

（役 員）

第9条 この会に委員長1名、副委員長5名、監事2名をおく。委員長および副委員長は委員の互選により定める。監事は会員の中から委員会が選出する。

第10条 役員および委員の任期は2箇年とする。

（役員の職務・権限）

第11条 委員長は会務を総理し、会を代表し、会議を召集し、議長となる。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代理する。監事は会務・会計を監

査し、総会に報告する。

(会 議)

第12条 委員は委員会を組織し、毎年1回以上委員会を開催する。

委員会は予算、事業計画を定め、役員を選出し、会員の資格を審査し、承認し、会費の額を定め、その他本会運営の責に任ずる。

第13条 会員および賛助会員は委員会オブザーバーとして出席することができる。

第14条 会員総会は毎年1回開催する。

総会は会務の報告をうけ、決算を承認する。

第15条 委員会は委員の3分の1（委任を含む）以上の出席をもって成立する。

総会は会員の10%（委任を含む）以上の出席をもって成立する。ただし、この場合は5人以上の会員の出席を必要とする。

第16条 議事は出席者過半数の賛成をもって決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 委員長は委員の3分の1以上、会員の3分の1以上が、会議の目的を示して請求したとき、臨時にそれぞれ委員会または会員総会を召集しなければならない。

(財政・会計)

第18条 この会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

第19条 この会の資金は現金及び銀行預金とする。

第20条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(顧問・名誉会員)

第21条 この会に顧問および名誉会員をおくことができる。

顧問は役員または委員としてとくに功労のあった者を委員会に諮って委員長が委嘱する。名誉会員は会員として永く貢献した者を委員会において推薦決定する。

顧問は委員長の要請により本会の議会に出席して意見を述べることができる。

(資格の喪失)

第22条 会員および賛助会員で会費を滞納し、または会員および賛助会員として適当と認めがたいことがあったときは、委員会はこれを除名することができる。

第23条 第4条の事業を行うため必要に応じ、専門部会を設けることができる。

第24条 この会に書記若干名をおく。

書記は委員長の指揮を受け、この会の事務を処理する。

附 則

第25条 この規程の改正および規程施行のため必要な事項は総会で定める。

改正案は28日前までに会員に配布される。規約の採用および改正は会員の3分の1（委任を含む）以上の出席、出席した会員の4分の3以上の承認を必要とする。再改正案は些細がある場合のみ、その総会で改正できる。これが些細か否かは議長が決定する。

第26条 この規程は昭和46年4月1日より施行する。

(昭和50年5月8日一部改正)

(昭和55年4月1日一部改正)

(昭和58年4月13日一部改正)

(昭和59年6月12日一部改正)

(平成5年5月25日一部改正)

4 国際博物館会議（イコム）職業倫理規程

[2001年7月6日改訂]

I はじめに

イコムの「倫理規定」は、専門家の自己統制の手段である。世界中のあらゆる博物館の専門職員が相応に待ち望んでいる行動および実績の最低基準を設定したものである。同時にこれはまた、われわれが奉仕する一般大衆が博物館業務に期待しているものを明確に表している。「倫理規定」は、法律に優先するものではないが、法律では明確に規定されていない、または、取上げていない分野で法律に似た役割を帯びることもある。

法律と同様に、倫理規定は、職業慣行の進展はもとより社会変化の影響を受ける。このことは、博物館について顕著である。何故ならば、博物館の社会に対する貢献が、教育を通じての学問的な貢献からレジャーおよび観光に拡大していき、また、文化的独自性の促進に移行していったからである。また、過去20年間に、公的サービスの民間および商業部門への移転、および、博物館にサービスを提供する専門機関の設立など、一部の国では大きな変化が見られる。このような変化は、一つの専門職を解体するほどの影響力を与える可能性がある。自然遺産および文化遺産の収集および解釈に従事する関係者はすべて、この改訂版「倫理規定」に職務上の共通の絆を見出すであろう。イコムの会員になることは、この「規定」の支持者になることである。

「倫理規定」の各節は今回、イコムの「倫理委員会」が現代の博物館慣行の点から徹底的に見直し、それに従って編集した。「倫理規定」は、これまでほど規範的ではない方法で提示されている。これは、専門職の諸原則に適したガイドラインを提供するための、より完全な見直しに向けての第一段階である。この「倫理規定」の改訂版は、イコムの会長および事務総長の全面的な支援、ならびに、一年にわたる協議機関にイコムの委員および会員から受けた多数の建設的意見がなければ、日の目を見ることはなかったであろう。特に、この目的のために3回会合を持ち、電子メールによる討論に3回も参加してくれた「倫理委員会」の会員の尽力が大である。

イコムは、1970年に「資料取得の倫理」を発行し、「倫理規定」の完全版は1986年に初めて出版された。これまでの諸版と同じく今回の「倫理規定」もまた、世界中どこでも利用できる最低基準を提供している。各国およびスペシャリストの団体は、これを踏み台にしてそれぞれの特有な要件を満たすものを作成しようとするかもしれない。

イコムは、このような展開の詳細について報告を受けることができれば幸いである。

(以下略)

イコム倫理委員会会長
ジェフレイ・ルイス

II 博物館倫理

本節では、機関とは公的サービスを提供している博物館を指す。但し、博物館にサービスを提供する機関にも、本節は適用されるものとする。

2. 博物館管理の基本原則

2.1 博物館の最低基準

博物館の管理機関には、博物館のあらゆる側面、その収藏品（コレクション）およびサービスを維持し向上する倫理的義務がある。とりわけ、その管理下にあるすべての収藏品の適切な収納・保存および文書化を確保する責任を負っている。

国によって、博物館の財務、施設、職員配置およびサービスについて最低基準が、法律、または、国の規則で規定されている場合がある。また、最低基準に関する指導および評価が「認可」、「登録」もしくは類似の評価的措置の形で行われる国もある。こうした基準が国内で規定されていない場合には、イコムの各国国内委員会、適切なイコム国際委員会またはイコム事務局を通じて指導を受けることができる。

2.2 規 約

各博物館には、適切な国内法にしたがった、その博物館の法的地位、使命および恒久的非営利的性質を明確に規定する書面による規約もしくはその他の文書がなければならない。博物館の管理機関は、当該博物館の目的、目標および方針ならびに当該管理機関の役割および構成を明確に記した文章を作成し公表すべきである。

2.3 財 政

管理機関は、博物館に対する財政上の最終責任、ならびに、収藏品および関連する文書資料、建物・施設・設備、金融資産および職員などあらゆる博物館資源の保護に対する財政上の最終責任を有する。また、管理機関は、博物館の諸目的および関連方針を策定し規定するほか、あらゆる資産が博物館の目的のために適切かつ有効に使用されるよう保証しなければならない。博物館の業務を遂行し発展させるために、公的機関もしくは民間から十分な資金が定期的に提供されなければならない。国の関連法および専門的な会計基準に基づく適切な会計手続きを採択し、これを維持しなければならない。博物館の収藏品は、公約な委託によって保管されているので、売却可能な資産として扱うことはできない。

2.4 施 設

管理機関には、収藏品の物理的安全および保存に適した環境を提供する義務がある。建物・施設は、博物館がその基本的役割である収集、研究、保管、保存、教育および陳列を行う上で十分なものでなければならない。また、障害者の特別なニーズに配慮した、施設の健康状態、安全および利用しやすさに関連する国の該当の法律を遵守すべきである。窃盗、火災、洪水、破壊行為および老朽化などの危険に対し、適切な保護基準を常に確保すべきである。緊急時に取るべき措置を明確に定めるべきである。

2.5 人 事

管理機関は、博物館がその責任に見合う十分な職員および専門知識を確保する義務がある。職員の数およびその種類（正規もしくは臨時雇用）は、博物館の規模、その収藏品およびその責任の範囲によって異なる。収藏品の保護、公的アクセスおよびサービス、研究ならびに安全確保について適切な手配を行わなければならない。

管理機関は、博物館長の任命に関してとりわけ重要な義務を担っており、任命に際しては、当該ポストを効果的に果たすために必要な知識および技能に配慮すべきである。博物館長は、博物館の収藏品の保管者である管理機関に対し直接責任を負い、また、これに直接報告すべきである。

管理機関は、職員の任命、昇進、解雇もしくは降格を行う場合、かかる措置が必ず、当該博物館の、法的その他の博物館の正規の取決めおよび方針に基づく適切な手順にしたがって実施されることを保証すべきである。このような措置が博物館長もしくは上級職員に委任されている場合でも、かかる人事異動が、職業的かつ倫理的な方法で、博物館の最高の利益のために行われることを保証すべきである。

博物館の専門職員には、博物館運営および収藏品の保護における各自の役割を遂行するために適切かつ継続的な学問的、技術的および専門的研修が必要である。管理機関は、適切な資格を有し訓練を積んでいる職員の必要性および価値を認め、職員の現在の意識および有効な労働力を維持するために現職研修・再研修を行う十分な機会を提供すべきである。

管理機関は、本「職業倫理規定」、または、何らかの国の法律、または、国の倫理規定もしくは専門職に関する倫理規定の諸条項と矛盾すると合理的に判断できる行為を一切、博物館の職員に要求すべきではない。

2.6 博物館の後援会および支援組織

博物館の成長および発展は一般の人々の貢献に依存している。多くの博物館には、後援会および支援組織がある。かかる支援のための友好的な環境をつくり、支援活動の貢献を認め、その実践を奨励し、また、かかる組織と専門職員との調和のある関係を促進することは、博物館の責任である。

2.7 地域社会における博物館の教育的役割

博物館は、社会およびその発展に役立つ機関であり、一般的に、（一部の専門的な博物館のように来館者が限られる場合でさえ）一般公開されている。

博物館には、その教育的役割を広げ、博物館が対象とするあらゆるレベルの地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者を引き付けるという重要な義務がある。こうした人々に、博物館に関与し、その目的および活動を支援する機会を提供すべきである。地元地域との交流は、博物館の教育的役割を果たす重要な要素であり、この目的のために専門の職員が必要となると思われる。

2.8 一般公開

博物館の展示場およびその他の施設は、一定の期間、適切な時間帯に、物理的にも知的にも一般開放されるべきである。博物館はまた、予約もしくはその他の手配があれば、職員や陳列もしくは展示されていない収藏品に対する妥当なアクセスも提供すべきである。博物館は、適切な身分証明書を提示することを条件として、特に収藏品をできる限り自由に見学者に公開する責任がある。収藏品に関する情報の提供が要請された場合は、秘密保持および安全確保の理由による制約を条件と

して、これに応じるべきである（以下の7.3項参照）。

2.9 陳列、展示および特別活動

博物館の主要な義務は、将来のためにその収蔵品を保存し、研究、教育活動、常設陳列、特別展示その他の特別活動を通じて知識の発展と普及のために収蔵品を用いることである。こうした活動は、博物館の明確な方針および教育目的にしたがって行われるべきであり、収蔵品の質もしくは適切な管理を損なってはならない。博物館は、由来不明の資料の陳列は文化財の違法取引を容認していると見なされる可能性があることを知るべきである。博物館は、どのような手段であれ、博物館が公表する情報は、学問的に正確で、誠実で、客観的なものであり、学問的に十分根拠のあるものであることを保証するように努めるべきである。

2.10 外部からの資金調達および支援

博物館は、財政上その他の支援を法人もしくは個人に求め、これを受けることができる。このため、博物館とかかる支援との関係を明確に規定する方針が必要である。かかる支援関係によって、博物館の基準や目的も、また、このようにして財政支援を受けたイベントに関連する地域社会の利益も、損なわれないようにすることが特に重要である。

2.11 収益活動

多くの博物館は、収益につながる売店・レストランなどの施設を来館者向けに提供している。また場合によっては、商業活動もしくは宣伝活動と提携することにより収益を生み出す別の機会もある。こうした問題に対処するために、管理機関は、収蔵品の使用に関する明確な収益獲得の方針を持つとともに、収蔵品または博物館の質または管理を損なうことのない目的をかかげるべきである。この方針は、知識指向の活動と収益活動とをはっきり区別すべきである。収益活動は、財務面で博物館に利益をもたらすものにする一方、非営利機関としての博物館の立場に整合するものにするべきである。こうした活動はすべて、博物館およびその収蔵品への理解を深める活動として企画し運営すべきである。

任意団体もしくは営利目的の組織が博物館の収益活動に関与する場合には、博物館における当該活動の意味を明確に理解した上で博物館と（当該団体等と）の関係を定めるべきである。関連する広告および製品は合意した基準に合致すべきである。どのような目的であれ、博物館収蔵品の資料のレプリカ、複製品もしくは写しが行われる場合、原物の価値を尊重し配慮し、複製である旨を永久に表示しなければならない。資料の販売は、関連する国および地方の法規に従ってこれを行うべきである。

2.12 法的義務

管理機関は、国際法であれ、地域の法規であれ、国の法律であれ、もしくは地方自治体の規則であれ、あらゆる法規および条約による義務を、博物館が完全に遵守するよう保証すべきである。管理機関はまた、博物館、その収蔵品および機関運営のあらゆる側面に関して、法的拘束力を有するあらゆる条件を遵守すべきである。

3. 博物館収集品の取得

3.1 収蔵品

各博物館当局は、その収蔵品に関する方針を記した文書を採択しこれを発表しなければならない。この方針は、博物館の既存の公的収蔵品の管理および使用に関連する問題を取扱うべきである。収集予定の分野を明記し、また、収蔵品の永久保存のためのガイドラインを盛り込むべきである。取得方針には、適切なカタログ作成、保存、保管もしくは展示できない資料の取得に対する制約はもとより、資料の条件づきもしくは制限づき取得（3.5項参照）に関する指示も含めるべきである。収蔵品に関する方針は、少なくとも5年毎に見直すべきである。

取得資料はすべて、収蔵品に関する方針に明記されている目的と一致するものとするべきであり、また、恒久保存を予想して選択されるべきであり、処分を予期して選択されるべきではない。方針に一致しない資料もしくは標本の取得は、極めて例外的な状況においてのみ、また、当該博物館の管理機関が十分に検討を重ねた後に初めて実施されるべきである。管理機関は、活用できる専門家の意見、検討対象の資料もしくは標本の利益、自国またはその他の文化遺産もしくは自然遺産ならびに他の博物館の特別な利益を尊重すべきである。しかし、たとえこうした状況を踏まえたとしても、法的に正当な所有権のない資料は取得してはならない。新しい収蔵品については、通常、定期的かつ一貫した方法で公表しなければならない。

3.2 違法資料の取得

資料および標本の不法取引は、史跡、民族文化および生物の生息環境の破壊を促し、地方レベル、国レベルおよび世界レベルの盗難を助長するものである。このことは、絶滅寸前の動植物の種を危険におとし入れ、国連の「生物多様性に関する条約（1992年）」に違反し、各国の遺産および国際遺産を尊重する精神に反するものである。博物館は、市場の不法な取引から、人間環境および自然環境の破壊ならびに知識の喪失が起こることを認識すべきである。博物館の専門職員は、博物館が直接的にも間接的にも何らかの方法で不法売買を支援することは極めて非倫理的なことであると断言しなければならない。

博物館は、法的に有効な所有権を取得できるということを管理機関および担当役員が納得しない限り、いかなる資料もしくは標本も、購入、寄贈、貸与、遺贈もしくは交換により取得すべきではない。このため、あらゆる努力を払って、資料もしくは標本が、その原産国もしくは適法に所有されていた中継国（博物館の自国も含む）において違法に取得されたものではなく、または、そのような国から違法に輸出されたものでもないことを確認しなければならない。従って、取得を検討する前に、発見もしくは生産に始まる当該品の完全な履歴を懸命に検証すべきである。

上述の保証手段の他に、資料の発見について、古代の記念物、考古学的もしくは地質学的用地、もしくは、自然の生息地に対する不正な、非科学的な、もしくは意図的な破壊または損傷が伴っていたこと、あるいは、土地の所有者もしくは占有者、または、適当な法的もしくは行政上の責任機関に通知されていないことを、管理機関もしくは担当役員が確信するに足る合理的原因がある場合、博物館は、かかる資料を取得してはならない。博物館はまた、いずれかの地方、国、地域の、もしくは、国際的な、野性生物保護または自然史保存法あるいは条約に違反して収集、販売もしくはその他の方法で譲渡された、博物館の自国もしくはその他の国の生物学的もしくは地質学的資料は、直接的にも間接的にも取得すべきでない。

博物館の非常に欲する資料にその資料の由来が欠けている場合には、専門家による葛藤が生じう

る。しかし、資料の法的所有権を確証する能力は、その資料の取得を検討する場合の決定的な要素としなければならない。非常に稀なケースでは、資料の由来が不明であるということが、本質的に知識の増進に貢献することとなり、その資料を保存することが公約利益になることもある。そのような資料の発見は、国際的な意義を持ちうるし、関係の学問分野の専門家による由来決定の対象とすべきである。決定については、基礎的要件として、国の、または機関の偏見から逃れていること、該当の学問領域の最大の利益になることが必要であり、かつ、この要件は明確に記述すべきである。

3.3 現地調査および収集活動

博物館は、世界の博物学的、考古学的、民族学的、歴史のおよび芸術的資源の劣化を阻止する活動において指導的立場に立たなければならない。各博物館は、適切な国および国際法ならびに条約上の義務に基づき、また、そのアプローチが、文化遺産および自然遺産を保護し増進させるための国および国際レベルの努力の精神および意図に一致していることを妥当に確信しつつ、収集活動を行う方針を策定すべきである。

現地での調査、収集および発掘は必ず、受入国の法律および規則にしたがって実施すべきである。現地調査および現地での収集活動の計画は、当該国もしくは当該研究分野の適切な監督機関および関係の博物館もしくは教育・研究機関との調査および協議を行った上で進めなければならない。この協議で、予定の活動が学問的にも科学的にも適法であり正当化されるものであるかどうかを確認すべきであり、また、取得情報および調査結果を受入国の適切な担当機関と共有するための取り決めを盛り込むべきである。

現地でのプログラムはすべて、あらゆる参加者が、適法にかつ責任を持って標本およびデータの収集を行い、また、あらゆる実際的手段で、反倫理的、違法および破壊的な活動を阻止するような形で行われなければならない。フィールドワークに現存の地域社会もしくは地域社会の遺産が関係する場合、資料の取得は、その所有者もしくは情報提供者を一方的に利用することなく、前もって十分に説明し相互の同意を得た上で初めて実施されるべきである。関係する地域社会の願いを尊重し、これを最優先することに多大の注意を傾けることが必要である。

3.4 収蔵品方針に関する博物館間の協力

各博物館は、類似する利益および収集方針を有する博物館間での協力および協議の必要性を認め、これを支持すべきであり、資料の取得について、および、専門分野の特定について利害の衝突が起こる可能性がある場合には、そのような他の博物館と協議すべきである。

博物館は、他の博物館の収集領域を尊重すべきである。

3.5 条件付き取得およびその他の特別要因

寄贈、遺贈および貸与は、博物館の明記された収蔵品の収集・展示方針と一致する場合に限り、これを受諾すべきである。特別な条件付きの提供は、示された条件が博物館および来館者の長期的利益に反すると判断される場合には、拒否しなければならないことがある。

3.6 資料の貸出し

資料の貸出しおよび借受け、ならびに借受け品の展示は、博物館およびその業務の利益ならびに

質を高める上で重要な役割を果たすことがある。借受け資料の一時保管者として博物館は、当該資料を保護し、展示などの活動終了後の即時返還を保証しなければならない。このような原則はまた、鑑定を目的として博物館に残された資料や、永久収蔵品とすることが検討中の品目にも当てはまる。博物館に一時収納されているあらゆる資料について、明確な方針のガイドラインがなければならない。

資料の借り入れについては、その資料の由来が文書化されていない場合（3.1項から3.3項参照）または博物館の目的と一致する有効な教育的、科学的もしくは学問的目的がない場合（3.4項から3.5項参照）、受け入れたり展示したりすべきではない。博物館は、借り入れ資料の使用およびその解釈について完全な権限を保有していることを確認すべきであり、それは、永久収蔵品に必要な権限と同等とすべきである。（2.9項参照）。利害の衝突は、特に、貸与者もまた展示に出資している（2.10項参照）か、または、その資料を展示している博物館に関係している場合、回避すべきである（3.7項参照）。

博物館収蔵品からの資料は、科学的、調査上もしくは教育上の目的に限り貸与すべきであり、個人に貸与すべきではない。

3.7 利害の衝突

博物館の収蔵品方針もしくは規則には、管理機関の委員または当該博物館の職員など博物館の方針または運営に携わる個人が、資料を求めて博物館と競うことがないように、または、その立場ゆえに獲得した特権的情報を利用しないよう保証する条項を盛り込むべきである。個人と博物館との間で利害の衝突が発生した場合、博物館の利益が優先されなければならない。管理機関の委員、博物館の職員、もしくは、委員または職員の家族および親しい関係にある人々からの販売のための、または、税制上の優遇措置のための寄贈資料の提供を考慮する場合は、特別な注意が必要である。

4. 収蔵品の処分

4.1 永久収蔵品に関する一般的仮定

ほとんどすべての博物館にとってその主要な役割とは、資料を取得し、後代のためにこれを保有することである。したがって、博物館が正式な所有権を持っている資料もしくは標本の処分に対しては、常に強い保留態度がなければならない。寄贈、交換、売却もしくは破棄によるに関わらず、あらゆる形態の処分には、学芸員のレベルによる高度な判断が求められ、管理機関は当該判断および適切な法的助言を検討した上でこれを承認しなければならない。

「生活」博物館もしくは「工場」博物館など特定の種類の特殊施設ならびに教育業務を実施している教育的博物館などには、特別な配慮が払われることがある。植物園、動物園および水族館などの生きた標本を陳列する博物館などの機関は、少なくともその収蔵品の一部を代替可能もしくは再生可能と見なす必要があるかもしれない。場合によっては、知識の進歩のために実施された破壊的分析的手法が、標本もしくは資料の一部の損失をもたらすこともあろう。このような活動が、研究、陳列もしくは利用の対象となる資料の長期的な存続に損害を与えないように、また、かかる活動すべての詳細な報告書が収蔵品記録の一部として永久保存されるように、保証する明らかな倫理的義務がある。

4.2 処分に関する法的その他の権限

博物館収蔵品の保護および永続性に関する規則と、その収蔵品を処分する博物館の権限とは、博物館によって大きく異なる。自然もしくは自己による劣化により大きな損害を受けた資料を除き、処分を禁止している博物館がある。他方では、処分に関する明白な制限が一切ない場合もある。

博物館に処分を許可する法的権限がある場合、もしくは、博物館が処分を条件に資料を取得した場合、法的もしくはその他の要件および手順は完全に遵守しなければならない。処分に関する法的権限が存在する場合でさえ、博物館は、財政支援を受けて外部（公的もしくは民間の補助金、「博物館友の会」組織からの寄贈、または、個人的寄進者など）から取得した資料を完全には自由に処分できないことがある。こうした資料の処分には、通常、最初の購入に貢献したあらゆる当事者の同意が必要である。

最初の取得が義務的制限を伴ったものである場合、かかる制限は当該制限の遵守が不可能または当該博物館にとって大きな損害であることを明確に示すことができない限り、遵守しなければならない。こうした状況においても、博物館は適切な法的手順を通じてのみ、かかる制限を取り除くことができる。

4.3 放出の方針および手順

博物館に資料を処分するために必要な法的権限がある場合、収蔵品の売却もしくはその他の処分の決定は、適切な検討を重ねた上ではじめて行うべきである（4.1項参照）。かかる資料は、公的競売もしくはその他の手段による売却を検討する前に、まず、交換、寄贈もしくは個人間の交渉による売却によって他の博物館に提供しなければならない。

交換、売却もしくは破棄によると否とに関わらず、博物館の資料もしくは標本の処分決定は、博物館の管理機関の責任においてこれを行うべきである。博物館の管理機関は、博物館長もしくは当該収蔵品担当の学芸員に代わってこれを行わなければならない。放出方法は、博物館の倫理的および法的責任、その収蔵品の性格（再生可能か否か）ならびに博物館がその収蔵品の保管に関して果たすべき公的信託の性格を反映すべきである。あらゆる処分決定および資料に関する完全な記録を保存するとともに、資料に関連する文書（実行可能な場合は写真もしくはその他の技術的媒体による記録を含む）を保存および移管するための適切な措置を実施しなければならない。

博物館職員、管理機関、または、その家族もしくは親しい友人に対しては、収蔵品から放出された資料の購入を一切認めるべきではない。同様に、これらの者に対しては、博物館の収蔵品から出た資料を、一時的であっても、個人的収集もしくは個人使用に充てることを許可してはならない。

博物館収蔵品からの資料および標本の放出および処分から受領した金銭もしくは報酬は専ら、当該収蔵品のためののみ、および、通常は当該収蔵品の補充のためののみ用いなければならない。

4.4 文化財の返還および補償

ユネスコの「文化財の不法輸入、輸出および所有権譲渡を禁止ならびに防止する手段に関する条約（1970年）」および「窃盗および不法輸出された文化的資料に関する」ユニドロワ協約（1995年）」は、博物館が文化財の返還および原状回復を実施するための原則を提供している。一つの資料または標本が上記条約等の原則に違反して輸出もしくはその他の方法で移転されたことを証明ことができ、かつ、その資料または標本が当該国または国民の文化遺産または自然遺産の一部であることを示すことができる場合、その資料または標本の原産国またはその国民がその返還を求める場合

には、関係博物館は、合法的であれば、直ちに責任のある対策を講じて、その返還のために協力しなければならない。

文化財の原産国またはその国民の文化財返還要求に応え、博物館は、(政府もしくは政治レベルの行動に優先して) 科学的専門的な原則に基づく、寛容な姿勢で話し合いをする態勢を整えているべきである。また、文化遺産または自然遺産の相当部分を失った国の博物館との二国間または多国間パートナーシップを築く可能性を探るべきである。

博物館はまた、「武力衝突時の文化財保護条約(ハーグ条約, 1954年第一議定書および1999年第二議定書)」の諸条件を全面的に尊重しなければならない。このハーグ条約を支持して、博物館は、被占領国からの文化的資料の購入、充当もしくは取得を控えるべきである。

III 博物館専門職員の行動規範

本節では、博物館に博物館の専門家が雇用されていると仮定する。専門の機関を通じて、または直接に、博物館に業務を提供している専門家についても、本節に等しく適用される。

5. 一般原則

5.1 博物館専門職員の倫理的業務

公立機関であれ、また私立機関であれ、博物館に雇用されることは、大きな責任を伴う公約委託である。したがって、博物館の従業員は、あらゆる活動において最高度の客観性を保持することはもとより最も厳格な倫理原則にしたがって誠実に行動しなければならない。

博物館の専門職は、次の二大原則に従うべきである。第一の原則は、博物館は公益信託の対象であり、地域社会に対する博物館の価値は、博物館の提供する業務の質に正比例するということである。第二は、知的能力および専門知識は、それだけでは博物館専門職として十分ではなく、高い水準の倫理的行為に支えられていなければならないということである。

博物館長およびその他の専門職員は所属博物館に職業的および学問的忠誠心を持ち、常に博物館の許可された方針にしたがって行動すべきである。これらの職員は、イコムの「職業倫理規定」を遵守すべきであり、また、博物館業務に関連するその他のあらゆる倫理規定もしくは方針にも注意を払うべきである。博物館長(もしくは博物館の担当主席職員)は、適切な場合は常に、管理機関に対してこうした基準を遵守するよう促すべきである。

5.2 個人の行動規範

同僚および勤務先博物館への忠誠は、専門職員にとり一つの重要な職業上の責任であり、専門職業全体に適用される基本的な倫理原則への忠誠に基づくものでなければならない。

専門的ポストを志願する者は、各自の願書を検討するのに適切なあらゆる情報を率直に自信を持って明らかにすべきであり、任命された場合、通常博物館業務はフルタイムの職業と見なされていることを認めなければならない。雇用条件により外部での雇用もしくは事業利益を受ける余地がある場合でも、博物館長およびその他の上級職員は、他の有給の雇用を受けたり、所属博物館の利益と衝突する外部からの手数料を受けるべきではない。有給もしくは無給の仕事を受諾する場合、博物館職員は、個人および博物館の倫理原則に傷をつけないように注意を払わなければならない。

5.3 個人の利益

およそ専門職にある者はある程度個人の自主性を保持する権利を有するが、博物館の専門職員は、博物館側が専門職員の自主性に委ねる場合があるにもかかわらず、企業から個人として受ける利益または専門家として受ける利益はいずれも所属博物館その他の正規の所属機関から完全に切離すことはできないことを心得ておかなければならない。専門職員個人が行う博物館関連の活動はすべて所属博物館に結びつき、もしくは、所属博物館に帰することとなろう。専門職員は、実際の個人的動機や利益ばかりでなく自分の行動が部外者の目にどのように映るかについても意を用いなければならない。

博物館職員および博物館職員と親密な関係にある者は、所属博物館の職務に関連して提供された可能性のある贈り物、援助、貸与もしくはその他の個人的便宜を受けてはならない（以下の8.5項も参照）。場合によっては、職業上の慣例に贈り物の受け渡しが含まれていることがある。そのような贈り物の受け渡しは、必ず関係機関の名において行うべきであり、個人名義で行うべきではない。

6. 収蔵品に対する専門的責任

6.1 博物館収蔵品の取得

博物館長および専門職員は、所属博物館の管理機関が確実に収蔵品方針書を採択し、その後、定期的に見直し改訂するためにあらゆる可能な措置を講じるべきである。この方針は、管理機関により正式に採択、改訂され、資料の取得に関連するあらゆる専門的判断および提案の基礎を形成すべきである。

6.2 収蔵品の管理

収蔵品の管理は極めて重要な専門的義務である。したがって、重要な専門的職務は、所属博物館が一時的もしくは恒久的に受け入れたあらゆる品目を適切かつ完全に文書化し、資料の由来・現状等の確認、修理等を容易に行えるように図ることである。博物館が受け入れたあらゆる資料は、適切に収納し、現存の共同体に関連する資料に付随した個々の要件にも配慮しながら保管しなければならない。

自然および人為的な災害から収蔵品を保護するための方針の作成に対しては、また、陳列、展示、作業または保管の場所における資料取り扱い中の事故による損害、および、輸送中の損害または窃盗から資料を保護するための最大限の安全確保手段の策定に対しては、慎重な注意を払うべきである。民間の保険契約を利用することが国もしくは地方の方針である場合、職員は、当該保険の保障範囲が、特に、輸送中の資料および借入中の資料、または、その他、博物館の所有ではないが現在博物館が責任を負っている資料に対して、十分であることを確認すべきである。

博物館の専門職員は、重要な博物館資料の管理・保存その他の専門的責任事項を、適切な知識および技能が不足している、または、十分に監督が行き届いていない人物に委託して収蔵品管理の補佐をさせてはならない。ある博物館で入手できる専門知識が、収蔵品の各品目の満足な状態を確保するうえで不十分な場合には、常に、博物館内外の専門家に相談する義務があることも明らかである。

6.3 収蔵品の保存

博物館の専門職員全員に欠くことのできない倫理義務は、各人の勤務先の機関の責任下にある収

蔵品および個々の品目の適切な管理・保存を確実に果たすことである。その目的は、現在の知識および資源に配慮しながら、収蔵品が、可能な限り良好で安全な状態で後の世代に引き渡されるように図ることでなければならない。

個々の資料、標本または収蔵品の文化的・物理的完全性と信憑性を認識し尊重することは、保存業務の重要な基本である。宗教用具の場合これには、こうした資料を使用した共同体の伝統および文化に対する尊敬が含まれる（6.6項も参照）。したがって、資料または標本に関する適切なドキュメンテーション、資料または標本の状態、その構成要素の分析、その状態の記録および劣化に関する記述を含むドキュメンテーションを行うことが不可欠である。

資料および標本に関係する博物館の専門職員は全員、保管、陳列もしくは輸送中であると否とに関わらず、収蔵品の保護環境を作り出しこれを維持する責任を負うものである。このような予防的保存は、博物館のリスク管理の上で重要な要素である。

資料または標本の状態によっては、保存の調整および適切な資格を有する保存技術者の手入れが必要になることがある。これには、修復もしくは修理が含まれることがあるが、主な目的は、資料または標本の状態の安定化にあるべきである。動物園および水族館では保存の実務に、環境と行動の質の向上という要素が含まれることがある。保存の手順はすべて文書化し、手順をもとにもどすことができるものとすべきであり、また、あらゆる追加資料および物理的もしくは遺伝子的修復は、資料または標本のもとの形とはっきりと識別できるものにすべきである。

6.4 収蔵品の文書化

適切な基準にしたがって収蔵品の内容を記録し、また文書化することは専門家の重要な義務である。収蔵品の記録には、あらゆる品目について、それぞれの由来および博物館受入れ当時の状況を詳細に記しておかなければならない。収集データは、資料が博物館収蔵品の一部である限り保管し追加していくべきである。かかるデータは安全な環境で保管し、職員およびその他のしかるべき利用者が、データにアクセスできる検索システムでサポートすべきである（2.7項参照）。収集データがインターネットもしくはその他の手段で公開される場合、開示によって影響を受けやすい個人もしくは関連情報およびその他の秘密問題を避けるために特別な管理をしなければならない。

6.5 生きた動物の厚生

博物館および関連施設が展示もしくは研究目的で生きた動物を飼育する場合、こうした動物の健康および厚生は倫理的な基本的検討事項でなければならない。動物およびその生活環境を、獣医もしくはその他の同等の資格を有する人物が定期的に検査することが大事である。博物館は、獣医学分野の専門家が承認した職員および来館者の保護についての安全規定を作成し、これを実行すべきである。

6.6 遺物および宗教用具

人間の遺物および宗教上の重要性を持つ資料の収蔵品は、敬意を払って厳重に収納し、研究機関の古文書の収蔵品のように注意深く保管しなければならず、要請があれば正規の研究に役立てるべきである。かかる資料の調査、その収納、管理および利用（展示、複製および出版）は、専門的基準ならびに当該資料の起源である共同体、民族もしくは宗教団体の構成員の利益および信条と一致する方法で行われなければならない。取り扱いの難しい資料を説明的展示に用いる場合、臨機応変

に、また、あらゆる民族が保有する人間の尊厳に対する感性に配慮して実施しなければならない。

人間の遺物もしくは宗教上の重要性を持つ資料の公開陳列の撤去要請は、敬意を払い細心の注意を持って迅速に対処しなければならない。かかる資料の返還要請にも同様に対処すべきである。博物館は、かかる要請に対応する方法を明確に定めるべきである（上記4.4項も参照）。

6.7 個人的収集活動

博物館の専門職員が個人的収集のために資料を取得、収集および所有することは、それ自体では倫理に反するものではなく、専門知識および判断力を高める貴重な方法と見なすことができる。しかし、博物館の専門職員は、資料の取得もしくは個人的収集活動のいずれにおいても所属機関と競合すべきではない。一部の国では、また、多くの博物館では、博物館専門職員は、個人的な収蔵品の所有を禁じられており、かかる規則は尊重しなければならない。こうした規則のない場合、個人的収蔵品を有する博物館職員は、任命された時点で、当該収蔵品の内容および実施した収集活動の範囲についての報告を管理機関に提出するべきである。当該博物館専門職員と管理機関との間で個人収蔵品に関する合意書を作成し、良心的にこれに従わなければならない（以下8.4項参照）。

7. 一般大衆に対する専門家の責任

7.1 専門的基準の保持

博物館専門職員は、認められた基準および法律を遵守し、自己の職業上の品位と対価を保持すべきである。違法なもしくは非倫理的な職業的振る舞いから一般大衆を保護すべきである。博物館の社会貢献に対する一般の理解を深めるために、専門職業の目的および願望について一般大衆に伝達し教育するために、あらゆる機会を利用すべきである。

7.2 一般大衆との関係

博物館専門職員は能率的かつ礼儀正しく大衆に対応し、また、あらゆる連絡および問合せに迅速に応えなければならない。また、博物館専門職員は、秘密保持の制約を守りつつもその専門知識を一般大衆およびスペシャリストと共有し、個人的調査の対象もしくは特別な関心分野である場合でさえ、要請があれば、自らの保管する資料または記録を、規制はあるものの十分に利用できるようにすべきである。

7.3 秘密保持

博物館専門職員は、勤務中に入手した秘密情報を保護しなければならない。情報には、所属博物館が所有もしくは借り受けている資料の出所（上記3.6項参照）、博物館もしくは個人的収蔵品の安全確保措置および業務上訪問した場所に関する情報を含む（上記2.8項も参照）。

鑑定のために博物館に持ち込まれた品目についての情報は機密情報である。この情報が知識に貢献する場合、所有者に、それを他の人々と共有することが望ましいことを認識させるべきである（8.3項も参照）。しかし、所有者の特別な許可なくして、公表したり、他のいずれかの機関もしくは個人に流してはならない。

警察その他の適切な当局が窃盗、不正取得もしくは譲渡物件である可能性を調査するのに協力する法的義務は、秘密保持に優先する。

8. 同僚および専門職業に対する職業上の責任

8.1 職業上の責任

博物館専門職員には、その勤務する博物館の方針および手順にしたがい、また、その決定を受け入れる義務がある。但し、博物館専門職員は、博物館または専門職業および専門職業倫理の問題にダメージを与えると考えられる提案または慣行に当然反対することができる。かかる意見の相違は客観的に表明しなければならない。

8.2 職業上の関係

博物館専門職員には、その知識および経験を同僚のほか関連分野の学者・学生と共有する義務がある。博物館専門職員は、自分が教えを受けた人々を尊敬し認めるべきであり、個人的利益を考慮せずに、役立つ可能性のある技術および経験の進歩を他の人々に与えるべきである。

博物館業務に関連する個々の活動の職員研修は、専門職の発展に極めて重要であり、適切な場合、専門職員全員が同僚の研修で責任を負うべきである。公式もしくは非公式の職業研修を受ける下級職員、見習、学生およびアシスタントに対する責任を負っている専門職員は、こうした研修生に経験と知識の賜物を与え、また、専門職業間で通例とされていると同じ配慮と尊敬をもって遇すべきである。

また、有益なボランティア作業が展開されるかどうかは、博物館の専門職員とボランティアとの間に前向きな関係を構築できるかどうかにかかっている。博物館の専門職員は、発展的で調和のある業務環境を維持するためにボランティアに建設的な関心を払うべきである。ボランティアは、本「倫理規定」に完全に精通しているべきであり、博物館活動および個人活動を行うに際してこれを考慮すべきである（上記2.6項参照）。

専門職員は、勤務先の博物館内外で、専門家およびボランティアなど無数の他の人々と業務上の関係を結ぶことがある。専門職員は、礼儀正しい公正な態度でこうした人々との関係を保ち、効率の良い高い水準の専門的サービスを人々に提供することを期待されている。

8.3 研究

資料の由来を明らかにするための研究、または、解釈、公表その他の適切な目的のための研究は、奨励されるべきである。研究の水準は博物館によって異なるが、研究は博物館の目的に関連するものであるべきで、また、国の著作権法および国際著作権法が規定する諸条件など、既存の法律、倫理および学問的慣習と一致すべきである。あらゆる形式（出版、送達、口頭、絵画的表現またはその他の伝統的技術的連絡手段）の知識のソースに対する謝意は、倫理的義務である。研究の結果は、一般大衆および専門家と共有すべきである。

博物館職員が、その職務の一貫として、発表の資料、または、現地調査の記録の資料を作成する場合、これに反する合意があらかじめなされていない限り、博物館はこうした資料に対するあらゆる権利を保有する。

8.4 取引

博物館の専門職員は、直接的にも間接的にも、自然遺産または文化遺産の取引（利益目的の売買）に加わるべきではない。博物館職員による取引は、勤務先の博物館との直接的な利害衝突の危険がなくても重大な問題を投げかける可能性があるため認めるべきではない（イコム法第7条5項参照）。

8.5 その他の利害衝突の可能性

一般的に、博物館の専門職員は、利害の衝突と解釈される可能性のあるあらゆる行為または活動を慎むべきである。知識、経験および人脈があるために博物館の専門職員は、個人的資格で、顧問およびコンサルタント業務、教職、著述および放送の機会、または、評価依頼などの機会を提供されることが多い。国の法律および個人の雇用条件がかかる活動を認める場合でも、こうした活動は、同僚、勤務先博物館もしくは一般の人々に、利害の衝突を生み出すように見えることがある。専門職員は、法的雇用契約の条件にはすべて良心的にしたがわなければならない、衝突が生じる可能性がある場合には、その問題を直ちに適切な上司、または博物館の管理機関に報告し、状況を是正するための手段を講じるべきである。

外部の利益が、正規の義務および責任の適切な履行が、いかなる形においても外部の利益の干渉を受けることのないように十分な注意を払うべきである（3.7項および5.2項も参照）。

8.6 信憑性および評価（鑑定）

専門職の同僚および一般大衆と知識および専門知識を共有することは、博物館の目的の基本であり、最高の学問水準に沿って行うべきである（上記7.2項参照）。しかし、資料の信憑性および評価もしくは鑑定をめぐる利害の衝突が起こる可能性がある。資料の金銭的価値に関する意見の表明は、それが許可されている場合、または、他の博物館もしくは法律上、行政上その他の責任ある公的機関からの正式な依頼に基づく場合に限り、行うべきである。勤務先の博物館が経済的もしくは法的理由で受益者になる場合、鑑定は第三者的姿勢で行わなければならない。

博物館の専門職員は、違法もしくは不法に取得、譲渡、輸入もしくは輸出されたと確信あるいは疑いを抱いている資料を、設定、もしくはその他の形で本物であると証明すべきではない。博物館の専門職員は、直接的にも間接的にもかかる活動に利益を与えると見なし得るような行為をすべきではない。違法もしくは不法行為であると確信するまたは疑う理由がある場合、適切な機関に届け出るべきである。

8.7 職業上の不適切な行動

博物館の専門職員は全員、国および地方の法律ならびに各自の雇用条件に精通しているべきであり、また、あらゆる種類の不正もしくは不適切な行為と解釈され得る状況を回避すべきである。博物館の責任者が、博物館の資料の購入もしくは処分に関し、または、公的行為の実施または回避に対し、美術商、競売人もしくはその他の人物から贈り物、歓待もしくはその他の形式の報酬を受け取ってはならない。

不正の疑惑を避けるため、博物館の専門職員は、特定の美術商、競売人もしくは鑑定士を一般人に推薦すべきでない。博物館の職員は、個人もしくは勤務先博物館が職業上の関係を有する美術商から個人的な購入のために「特別価格」、つまり割引を一切受けるべきではない。

9. 「イコム専門職業倫理規定」の適用

9.1 専門職業倫理規定の性格

本「規定」は、イコム記録第2条2項、第9条1項(d)、第14条17項(b)、第15条7項(c)、第17条12項(e)および第18条7項(d)で言及されている専門職業倫理について述べたものである。イコムの会員となりその年会費を支払う者は、この「専門職業倫理規定」の支持者となる。

9.2 ICOMの名称およびロゴの使用

専門家の組織としてイコムの会員に対しては、個人または機関として多くの特典が与えられる。ただし、営利活動の運営もしくは製品の助長または支持のために“International Council of Museums”あるいは「ICOM」という名称もしくはそのロゴを使用することにより、この特別の地位を乱用してはならない。

5 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

[平成4年9月28日]
[条約第7号]

国際連合教育科学文化機関の総会は、1972年10月17日から11月21日までパリにおいてその第17回会期として会合し、

文化遺産及び自然遺産が、衰亡という在来の原因によるのみでなく、一層深刻な損傷又は破壊という現象を伴って事態を悪化させている社会的及び経済的状况の変化によっても、ますます破壊の脅威にさらされていることに留意し、

文化遺産及び自然遺産のいずれの物件が損壊し又は滅失することも、世界のすべての国民の遺産の憂うべき貧困化を意味することを考慮し、

これらの遺産の国内的保護に多額の資金を必要とするため並びに保護の対象となる物件の存在する国の有する経済的、学術的及び技術的な能力が十分でないため、国内的保護が不完全なものになりがちであることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関憲章が、同機関が世界の遺産の保存及び保護を確保し、かつ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告することにより、知識を維持し、増進し及び普及することを規定していることを想起し、

文化財及び自然の財に関する現存の国際条約、国際的な勧告及び国際的な決議が、この無類の及びかけがえのない物件（いずれの国民に属するものであるかを問わない。）を保護することが世界のすべての国民のために重要であることを明らかにしていることを考慮し、

文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、したがって、人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要があるものがあることを考慮し、

このような文化遺産及び自然遺産を脅かす新たな危険の大きさ及び重大さにかんがみ、当該国がとる措置の代わりにはならないまでも有効な補足的な手段となる集団的な援助を供与することによって、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護に参加することが、国際社会全体の任務であることを考慮し、

このため、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を集団で保護するための効果的な体制であって、常設的に、かつ、現代の科学的方法により組織されたものを確立する新たな措置を、条約の形式で採択することが重要であることを考慮し、

総会の第16回会期においてこの問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、

この条約を1972年11月16日に採択する。

I 文化遺産及び自然遺産の定義

第1条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念工作物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡 人口の所産（自然と結合したものを含む。）及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

第2条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、観賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの

自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの

第3条

前2条の規定する種々の物件で自国の領域内に存在するものを認定し及びその区域を定めることは、締約国の役割である。

II 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護

第4条

締約国は、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務であることを認識する。このため、締約国は、自国の有するすべての能力を用いて並びに適当な場合には取得し得る国際的な援助及び協力、特に、財政上、芸術上、学術上及び技術上の援助及び協力を得て、最善を尽くすものとする。

第5条

締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとって適当な場合には、次のことを行うよう努める。

- (a) 文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与え並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的な政策をとること。
- (b) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための機関が存在しない場合には、適当な職員を有し、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する1又は2以上の機関を自国の領域内に設置すること。

- (c) 学術的及び技術的な研究及び調査を進展させること並びに自国の文化遺産又は自然遺産を脅かす危険に対処することを可能にする実施方法を開発すること。
- (d) 文化遺産及び自然遺産の認定，保護，保存，整備及び活用のために必要な立法上，学術上，技術上，行政上及び財政上の適切な措置をとること。
- (e) 文化遺産及び自然遺産の保護，保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し，並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

第6条

- 1 締約国は，第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であること並びにこれらの遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。この場合において，これらの遺産が領域内に存在する国の主権は，これらを十分に尊重するものとし，また，国内法令に定める財産権は，これを害するものではない。
- 2 締約国は，この条約に従い，第11条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の認定，保護，保存及び整備につき，当該遺産が領域内に存在する国の要請に応じて援助を与えることを約束する。
- 3 締約国は，第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産で他の締約国の領域内に存在するものを直接又は間接に損傷することを意図した措置をとらないことを約束する。

第7条

この条約において，世界の文化遺産及び自然遺産の国際的保護とは，締約国がその文化遺産及び自然遺産を保存し及び認定するために努力することを支援するための国際的な協力及び援助の体制を確立することであると了解される。

III 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

第8条

- 1 この条約により国際連合教育科学文化機関に，顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（以下「世界遺産委員会」という。）を設置する。同委員会は，同機関の総会の通常会期の間に開催される締約国会議において締約国により選出される15の締約国によって構成される。同委員会の構成国の数は，この条約が少なくとも40の国について効力を生じた後における最初の総会の通常会期からは21とする。
- 2 世界遺産委員会の構成国の選出に当たっては，世界の異なる地域及び文化が衡平に代表されることを確保する。
- 3 世界遺産委員会の会議には，文化財の保存及び修復の研究のための国際センター（ローマ・センター）の代表1人，記念物及び遺跡に関する国際会議（ICOMOS）の代表1人及び自然及び天然資源の保全に関する国際同盟（IUCN）の代表1人が，顧問の資格で出席することができるものとし，国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期の間に開催される締約国会議における締約国の要請により，同様の目的を有する他の政府間機関又は非政府機関の代表も，顧問の資格で出席することができる。

第9条

- 1 世界遺産委員会の構成国の任期は，当該構成国が選出された時に開催されている国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期の終わりから当該通常会期の後に開催される3回目の通常会期の終わ

りまでとする。

- 2 もっとも、最初の選挙において選出された世界遺産委員会の構成国の3分の1の任期は当該選挙が行われた総会の通常会期の後に開催される最初の通常会期の終わりに、また、同時に選出された構成国の他の3分の1の任期は当該選挙が行われた総会の通常会期の後に開催される2回目の通常会期の終わりに、終了する。これらの構成国は、最初の選挙の後に国際連合教育科学文化機関の総会議長によりくじ引で選ばれる。
- 3 世界遺産委員会の構成国は、自国の代表として文化遺産又は自然遺産の分野において資格のある者を選定する。

第10条

- 1 世界遺産委員会は、その手続規則を採択する。
- 2 世界遺産委員会は、特定の問題について協議するため、公私の機関又は個人に対し会議に参加するよういつでも招請することができる。
- 3 世界遺産委員会は、その任務を遂行するために同委員会が必要と認める諮問機関を設置することができる。

第11条

- 1 締約国は、できる限り、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、2に規定する一覧表に記載することが適当であるものの目録を世界遺産委員会に提出する。この目録は、すべてを網羅したものとみなされないものとし、当該物件の所在地及び重要性に関する資料を含む。
- 2 世界遺産委員会は、1の規定に従って締約国が提出する目録に基づき、第1条及び第2条に規定する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界的遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。最新の覧表は、少なくとも2年に1回配布される。
- 3 世界遺産一覧表に物件を記載するに当たっては、当該国の同意を必要とする。2以上の国が主権又は管轄権を主張している領域内に存在する物件を記載することは、その紛争の当事国の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。
- 4 世界遺産委員会は、事情により必要とされる場合には、世界遺産一覧表に記載されている物件であって、保存のために大規模な作業が必要とされ、かつ、この条約に基づいて援助が要請されているものの一覧表を「危険にさらされている世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。危険にさらされている世界遺産一覧表には、当該作業に要する経費の見積りを含むものとし、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、重大かつ特別な危険にさらされているもののみを記載することができる。このような危険には、急速に進む損壊、大規模な公共事業若しくは民間事業又は急激な都市開発事業若しくは観光開発事業に起因する滅失の危険、土地の利用又は所有権の変更に起因する破壊、原因が不明である大規模な変化、理由のいかなを問わない放棄、武力紛争の発生及びそのおそれ、大規模な災害及び異変、大火、地震及び地滑り、噴火並びに水位の変化、洪水及び津波が含まれる。同委員会は、緊急の必要がある場合にはいつでも、危険にさらされている世界遺産一覧表に新たな物件の記載を行うことができるものとし、その記載について直ちに公表することができる。
- 5 世界遺産委員会は、文化遺産又は自然遺産を構成する物件が2及び4に規定するいずれかの一覧表に記載されるための基準を定める。

6 世界遺産委員会は、2及び4に規定する一覧表のいずれかへの記載の要請を拒否する前に、当該文化遺産又は自然遺産が領域内に存在する締約国と協議する。

7 世界遺産委員会は、当該国の同意を得て、2及び4に規定する一覧表の作成に必要な研究及び調査を調整し及び奨励する。

第12条

文化遺産又は自然遺産を構成する物件が前条の2及び4に規定する一覧表のいずれにも記載されなかったという事実は、いかなる場合においても、これらの一覧表に記載されることによって生ずる効果については別として、それ以外の点について顕著な普遍的価値を有しないという意味に解してはならない。

第13条

1 世界遺産委員会は、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、締約国の領域内に存在し、かつ、第11条の2及び4に規定する一覧表に記載されており又は記載されることが適当であるがまだ記載されていないものにつき、当該締約国が表明する国際的援助の要請を受理し、検討する。当該要請は、当該物件を保護し、保存し、整備し又は活用することを確保するために行うことができる。

2 1の国際的援助の要請は、また、予備調査の結果更に調査を行うことが必要と認められる場合には、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産を認定するためにも行うことができる。

3 世界遺産委員会は、これらの要請についてとられる措置並びに適当な場合には援助の性質及び範囲を決定するものとし、同委員会のための当該政府との間の必要な取極の締結を承認する。

4 世界遺産委員会は、その活動の優先順位を決定するものとし、その優先順位の決定に当たり、保護を必要とする物件が世界の文化遺産及び自然遺産において有する重要性、自然環境又は世界の諸国民の特質及び歴史を最もよく代表する物件に対して国際的援助を与えることの必要性、実施すべき作業の緊急性並びに脅威にさらされている物件が領域内に存在する国の利用し得る能力、特に、当該国が当該物件を自力で保護することができる程度を考慮する。

5 世界遺産委員会は、国際的援助が供与された物件の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。

6 世界遺産委員会は、第15条の規定によって設立される基金の資金の用途を決定する。同委員会は、当該資金を増額するための方法を追求し、及びこのためすべての有用な措置をとる。

7 世界遺産委員会は、この条約の目的と同様の目的を有する政府間国際機関及び国際的な非政府機関並びに国内の政府機関及び非政府機関と協力する。同委員会は、その計画及び事業を実施するため、これらの機関、特に、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター（ローマ・センター）、記念物及び遺跡に関する国際会議（ICOMOS）及び自然及び天然資源の保全に関する国際同盟（IUCN）、公私の機関並びに個人の援助を求めることができる。

8 世界遺産委員会の決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2以上の多数による議決で行う。同委員会の会合においては、過半数の構成国が出席していなければならない。

第14条

1 世界遺産委員会は、国際連合教育科学文化機関事務局長が任命する事務局の補佐を受ける。

2 国際連合教育科学文化機関事務局長は、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター（ローマ・センター）、記念物及び遺跡に関する国際会議（ICOMOS）、及び自然及び天然資源の保全に関する国際同盟（IUCN）の各自の専門の分野及び能力の範囲における活動を最大限度に利

用して、世界遺産委員会の書類及び会議の議事日程を作成し、並びに同委員会の決定の実施について責任を負う。

IV 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金

第15条

- 1 この条約により顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金（以下「世界遺産基金」という。）を設立する。
- 2 世界遺産基金は、国際連合教育科学文化機関の財政規則に基づく信託基金とする。
- 3 世界遺産基金の資金は、次のものから成る。
 - (a) 締約国の分担金及び任意拠出金
 - (b) 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈
 - (i) 締約国以外の国
 - (ii) 国際連合教育科学文化機関、国際連合の他の機関（特に国際連合開発計画）又は他の政府間機関
 - (iii) 公私の機関又は個人
 - (c) 同基金の資金から生ずる利子
 - (d) 募金によって調達された資金及び同基金のために企画された行事による収入
 - (e) 世界遺産委員会が作成する同基金の規則によって認められるそのほかのあらゆる資金
- 4 世界遺産基金に対する拠出及び世界遺産委員会に対するその他の形式による援助は、同委員会が決定する目的にのみ使用することができる。同委員会は、特定の計画又は事業に用途を限った拠出を受けることができる。ただし、同委員会が当該計画又は事業の実施を決定している場合に限る。同基金に対する拠出には、いかなる政治的な条件も付することができない。

第16条

- 1 締約国は、追加の任意拠出金とは別に、2年に1回定期的に世界遺産基金に分担金を支払うことを約束する。分担金の額は、国際連合教育科学文化機関の総会の間で開催される締約国会議がすべての締約国について適用される同一の百分率により決定する。締約国会議におけるこの決定には、会議に出席しかつ投票する締約国（2の宣言を行っていない締約国に限る。）の過半数による議決を必要とする。締約国の分担金の額は、いかなる場合にも、同機関の通常予算に対する当該締約国の分担金の額の1パーセントを超えないものとする。
- 2 もっとも、第31条及び第32条に規定する国は、批准書、受託書又は加入書を寄託する際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。
- 3 2の宣言を行った締約国は、国際連合教育科学文化機関事務局長に通告することにより、いつでもその宣言を撤回することができる。この場合において、その宣言の撤回は、当該締約国が支払うべき分担金につき、その後の最初の締約国会議の日まで効力を生じない。
- 4 2の宣言を行った締約国の拠出金は、世界遺産委員会がその活動を実効的に計画することができるようにするため、少なくとも2年に1回定期的に支払う。その拠出金の額は、1の規定に拘束される場合に支払うべき分担金の額を下回ってはならない。
- 5 当該年度及びその直前の暦年度についての分担金又は任意拠出金の支払が延滞している締約国は、世界遺産委員会の構成国に選出される資格を有しない。ただし、この規定は、最初の選挙について

は適用しない。支払が延滞している締約国であって、同委員会の構成国であるものの任期は、第8条に規定する選挙の時に終了する。

第17条

締約国は、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産の保護のための寄附を求めることを目的とする国の財団又は団体及び公私の財団又は団体の設立を考慮し又は奨励する。

第18条

締約国は、世界遺産基金のため国際連合教育科学文化機関の主催の下に組織される国際的な募金運動に対して援助を与えるものとし、このため、第15条3に規定する機関が行う募金について便宜を与える。

V 国際的援助の条件及び態様

第19条

いかなる締約国も、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で自国の領域内に存在するものため、国際的援助を要請することができる。締約国は、当該要請を行う場合には、自国が所有しており、かつ、世界遺産委員会が決定を行う上で必要とされる第21条に規定する情報及び資料を提出する。

第20条

この条約に規定する国際的援助は、第13条2、第22条(c)及び第23条の規定が適用される場合を除くほか、文化遺産又は自然遺産を構成する物件であって、世界遺産委員会が第11条の2及び4に規定する一覧表のいずれかに記載することを決定し又は決定することとなっているもののみ与えることができる。

第21条

- 1 世界遺産委員会は、国際的援助の要請を検討する手続及び要請書の記載事項を定める。要請書は、作業計画、必要な作業、作業に要する経費の見積り、緊急度及び援助を要請する国の資力によってすべての経費を賄うことができない理由を明らかにするものとする。要請書は、できる限り、専門家の報告書によって裏付けられなければならない。
- 2 天災その他の災害に起因する要請は、緊急な作業を必要とすることがあるため、世界遺産委員会が直ちにかつ優先的に考慮するものとし、同委員会は、このような不測の事態に備えて同委員会が使用することができる予備基金を設けるものとする。
- 3 世界遺産委員会は、決定に先立ち、同委員会が必要と認める研究及び協議を行う。

第22条

世界遺産委員会は、次の形態の援助を供与することができる。

- (a) 第11条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用において生ずる芸術上、学術上及び技術上の問題に関する研究
- (b) 同委員会が承認した作業が正しく実施されることを確保するための専門家、技術者及び熟練工の提供
- (c) 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用の分野におけるあらゆる水準の職員及び専門家の養成
- (d) 当該国が所有せず又は入手することができない機材の供給

- (e) 長期で返済することができる低利又は無利子の貸付け
- (f) 例外的かつ特別の理由がある場合における返済を要しない補助金の供与

第23条

世界遺産委員会は、また、文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用の分野におけるあらゆる水準の職員及び専門家のための全国的又は地域的な研修センターに対して国際的援助を与えることができる。

第24条

大規模な国際的援助の供与に先立ち、詳細な学術的、経済的及び技術的な研究が行われなければならない。これらの研究は、文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用のための最も進歩した技術を利用するものとし、この条約の目的に適合するものでなければならない。これらの研究は、また、当該国が利用し得る能力を合理的に用いる方法を追求するものとする。

第25条

国際社会は、原則として、必要な作業に要する経費の一部のみを負担する。国際的援助を受ける国は、財政的に不可能な場合を除くほか、各計画又は事業に充てられる資金のうち相当な割合の額を拠出する。

第26条

世界遺産委員会及び国際的援助を受ける国は、両者の間で締結する協定において、この条約に基づいて国際的援助が与えられる計画又は事業の実施条件を定める。当該国際的援助を受ける国は、当該協定に定める条件に従い、このようにして保護される物件を引き続き保護し、保存し及び整備する責任を負う。

VI 教育事業計画

第27条

- 1 締約国は、あらゆる適当な手段を用いて、特に教育及び広報事業計画を通じて、自国民が第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産を評価し及び尊重することを強化するよう努める。
- 2 締約国は、文化遺産及び自然遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する。

第28条

この条約に基づいて国際的援助を受ける締約国は、援助の対象となった物件の重要性及び当該国際的援助の果たした役割を周知させるため、適当な措置をとる。

VII 報告

第29条

- 1 締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会が決定する期限及び様式で同総会に提出する報告において、この条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関する情報を提供する。
- 2 1の報告については、世界遺産委員会に通知する。
- 3 世界遺産委員会は、その活動に関する報告書を国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期ごと

に提出する。

VIII 最終条項

第30条

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

第31条

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准され又は受諾されなければならない。
- 2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

第32条

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の総会が招請するすべての国による加入のために開放しておく。
- 2 加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託することによって行う。

第33条

この条約は、20番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後3箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後3箇月で効力を生ずる。

第34条

次の規定は、憲法上連邦制又は非単一制をとっている締約国について適用する。

- (a) この条約の規定であって連邦又は中央の立法機関の立法権の下で実施されるものについては、連邦又は中央の政府の義務は、連邦制をとっていない締約国の義務と同一とする。
- (b) この条約の規定であって邦、州又は県の立法権の下で実施されるものであり、かつ、連邦の憲法制度によって邦、州又は県の立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、これらの邦、州又は県の権限のある機関に対し、採択についての勧告を付してその規定を通報する。

第35条

- 1 締約国は、この条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。
- 3 廃棄は、廃棄書の受領の後12箇月で効力を生ずる。廃棄は、脱退が効力を生ずる日までは、廃棄を行う国の財政上の義務に影響を及ぼすものではない。

第36条

国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関の加盟国及び第32条に規定する同機関の非加盟国並びに国際連合に対し、第31条及び第32条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。

第37条

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束する。
- 2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段

の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終止する。

第38条

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第102条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

1972年11月23日にパリで、総会の第17回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書2通を作成した。これらの本書は、同機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第31条及び第32条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて1972年11月21日に閉会を宣言されたその第17回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、1972年11月23日に署名した。

(署名略)

6 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

昭和55年8月23日
条約第25号
最近改正平成17年2月17日
外務省告示73号

締約国は、

美しくかつ多様な形体を有する野生動植物が現在及び将来の世代のために保護されなければならない地球の自然の系のかけがえのない一部をなすものであることを認識し、

野生動植物についてはその価値が芸術上、科学上、文化上、レクリエーション上及び経済上の見地から絶えず増大するものであることを意識し、

国民及び国家がそれぞれの国における野生動植物の最良の保護者であり、また、最良の保護者でなければならないことを認識し、

更に、野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護するために国際協力が重要であることを認識し、

このため、適当な措置を緊急にとる必要があることを確信して、

次のとおり協定した。

第1条 定義

この条約の適用上、文脈によって別に解釈される場合を除くほか、

- (a) 「種」とは、種若しくは亜種又は種若しくは亜種に係る地理的に隔離された個体群をいう。
- (b) 「標本」とは、次のものをいう。
 - (i) 生死の別を問わず動物又は植物の個体
 - (ii) 動物にあつては、附属書I若しくは附属書IIに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつ

て容易に識別することができるもの、又は附属書Ⅲに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもののうちそれぞれの種について附属書Ⅲにより特定されるもの

(iii) 植物にあつては、附属書Ⅰに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもののうちそれぞれの種について附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲにより特定されるもの

(c) 「取引」とは、輸出、再輸出、輸入又は海からの持込みをいう。

(d) 「再輸出」とは、既に輸入されている標本を輸出することをいう。

(e) 「海からの持込み」とは、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において捕獲され又は採取された種の標本をいずれかの国へ輸送することをいう。

(f) 「科学当局」とは、第9条の規定により指定される国の科学機関をいう。

(g) 「管理当局」とは、第9条の規定により指定される国の管理機関をいう。

(h) 「締約国」とは、その国についてこの条約が効力を生じている国をいう。

第2条 基本原則

1 附属書Ⅰには、絶滅のおそれのある種であつて取引による影響を受けており又は受けることのあるものを掲げる。これらの種の標本の取引は、これらの種の存続を更に脅かすことのないよう特に厳重に規制するものとし、取引が認められるのは、例外的な場合に限る。

2 附属書Ⅱには、次のものを掲げる。

(a) 現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がされないようにするためにその標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのある種

(b) (a)の種以外の種であつて、(a)の種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなければならない種

3 附属書Ⅲには、いずれかの締約国が、捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を自国の管轄内において行う必要があると認め、かつ、取引の取締りのために他の締約国の協力が必要であると認める種を掲げる。

4 締約国は、この条約に定めるところによる場合を除くほか、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引を認めない。

第3条 附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引に対する規制

1 附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。

2 附属書Ⅰに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合에만発給される。

(a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。

(b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないと認めること。

(c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。

- (d) 輸出国の管理当局が、標本につき輸入許可書の発給を受けていると認めること。
- 3 附属書Ⅰに掲げる種の標本の輸入については、事前に発給を受けた輸入許可書及び輸出許可書又は輸入許可書及び再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。輸入許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 輸入国の科学当局が、標本の輸入が当該標本に係る種の存続を脅かす目的のために行われるものでないと助言したこと。
- (b) 生きている標本の場合には、輸入国の科学当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。
- (c) 輸入国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認めること。
- 4 附属書Ⅰに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自国に輸入されたと認めること。
- (b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするよう準備され、かつ、輸送されると認めること。
- (c) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、輸入許可書の発給を受けていると認めること。
- 5 附属書Ⅰに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から事前に証明書の発給を受けて入ることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言していること。
- (b) 生きている標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。
- (c) 当該持込みがされる国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認めること。

第4条 附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引に対する規制

- 1 附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。
- 2 附属書Ⅱに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
- (a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。
- (b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないと認めること。
- (c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするよう準備され、かつ、輸送されると認めること。
- 3 締約国の科学当局は、附属書Ⅱに掲げる種の標本に係る輸出許可書の自国による発給及びこれら

の標本の実際の輸出について監視する。科学当局は、附属書Ⅱに掲げるいずれかの種につき、その属する生態系における役割を果たすことのできる個体数の水準を及び附属書Ⅰに掲げることとなるような当該いずれかの種の個体数の水準よりも十分に高い個体数の水準を当該いずれかの種の分布地域全体にわたって維持するためにその標本の輸出を制限する必要があると決定する場合には、適当な管理当局に対し、その標本に係る輸出許可書の発給を制限するためにとるべき適当な措置を助言する。

- 4 附属書Ⅱに掲げる種の標本の輸入については、輸出許可書又は再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。
- 5 附属書Ⅱに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
 - (a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自国に輸入されたと認めること。
 - (b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。
- 6 附属書Ⅱに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から事前に証明書の発給を受けていることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
 - (a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言していること。
 - (b) 生きている標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように取り扱われると認めること。
- 7 6の証明書は、科学当局が自国の他の科学機関および適当な場合には国際科学機関と協議の上行う助言に基づき、1年を超えない期間につきその期間内に持込みが認められる標本の総数に限り発給することができる。

第5条 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引に対する規制

- 1 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。
- 2 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸出で附属書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものについては、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
 - (a) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないと認めること。
 - (b) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。
- 3 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸入については、4の規定が適用される場合を除くほか、原産地証明書及びその輸入が附属書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものである場合には輸出許可書を事前に提出することを必要とする。
- 4 輸入国は、再輸出に係る標本につき、再輸出国内で加工された標本であること又は再輸出される標本であることを証する再輸出国の管理当局が発給した証明書をこの条約が遵守されている証拠と

して認容する。

第6条 許可書及び証明書

- 1 前3条の許可書及び証明書の発給及び取扱いは、この条に定めるところにより行う。
- 2 輸出許可書には、附属書Ⅳのひな形に明示する事項を記載するものとし、輸出許可書は、その発給の日から6箇月の期間内に行われる輸出についてのみ使用することができる。
- 3 許可書及び証明書には、この条約の表題、許可書及び証明書を発給する管理当局の名称及び印章並びに管理当局の付する管理番号を表示する。
- 4 管理当局が発給する許可書及び証明書の写しには、写しであることを明示するものとし、写しが原本の代わりに使用されるのは、写しに特記されている場合に限る。
- 5 許可書又は証明書は、標本の各送り荷について必要とする。
- 6 輸入国の管理当局は、標本の輸入について提出された輸出許可書又は再輸出証明書及びこれらに対応する輸入許可書を失効させた上保管する。
- 7 管理当局は、適当かつ可能な場合には、標本の識別に資するため標本にマークを付することができる。この7の規定の適用上「マーク」とは、権限のない者による模倣ができないようにするために工夫された標本の識別のための消すことのできない印章、封鉛その他の適当な方法をいう。

第7条 取引に係る免除等に関する特別規定

- 1 第3条から第5条までの規定は、標本が締約国の領域を通過し又は締約国の領域において積み替えられる場合には、適用しない。ただし、これらの標本が税関の管理の下にあることを条件とする。
- 2 第3条から第5条までの規定は、標本につき、この条約が当該標本に適用される前に取得されたものであると輸出国又は再輸出国の管理当局が認める場合において、当該管理当局がその旨の証明書を発給するときは、適用しない。
- 3 第3条から第5条までの規定は、手回品または家財である標本については、適用しない。ただし、次の標本（標本の取得がこの条約の当該標本についての適用前になされた管理当局が認める標本を除く。）については、適用する。
 - (a) 附属書Ⅰに掲げる種の標本にあっては、その所有者が通常居住する国の外において取得して当該通常居住する国へ輸入するもの
 - (b) 附属書Ⅱに掲げる種の標本にあっては、(i) その所有者が通常居住する国以外の国（その標本が野生の状態で捕獲され又は採取された国に限る。）において取得し、(ii) 当該所有者が通常居住する国へ輸入し、かつ、(iii) その標本が野生の状態で捕獲され又は採取された国においてその輸出につき輸出許可書の事前の発給が必要とされているもの
- 4 附属書Ⅰに掲げる動物の種の標本であって商業的目的のため飼育により繁殖させたもの又は附属書Ⅰに掲げる植物の種の標本であって商業的目的のため人工的に繁殖させたものは、附属書Ⅱに掲げる種の標本とみなす。
- 5 動物の種の標本が飼育により繁殖させたものであり若しくは植物の種の標本が人工的に繁殖させたものであり又は動物若しくは植物の種の標本がこれらの繁殖させた標本の部分若しくは派生物であると輸出国の管理当局が認める場合には、当該管理当局によるその旨の証明書は、第3条から第5条までの規定により必要とされる許可書又は証明書に代わるものとして認容される。
- 6 第3条から第5条までの規定は、管理当局が発給し又は承認したラベルの付された腊葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本及び当該ラベルの付された生きている植物が、管理当局に登録されている科学者又は科学施設の間で商業的目的以外の目的の下に貸与され、

贈与され又は交換される場合には、適用しない。

7 管理当局は、移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する標本の移動について第3条から第5条までの要件を免除し、許可書又は証明書なしにこれらの標本の移動を認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

- (a) 輸出者又は輸入者が、標本の詳細について管理当局に登録すること。
- (b) 標本が2又は5のいずれかに規定する標本に該当するものであること。
- (c) 生きている標本の場合には、管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように輸送され及び世話をされると認めること。

第8条 締約国の取る措置

1 締約国は、この条約を実施するため及びこの条約に違反して行われる標本の取引を防止するため、適当な措置をとる。この措置には、次のことを含む。

- (a) 違反に係る標本の取引若しくは所持又はこれらの双方について処罰すること。
- (b) 違反に係る標本の没収又はその輸出国への返送に関する規定を設けること。

2 締約国は、1の措置に加え、必要と認めるときは、この条約を適用するためにとられた措置に違反して行われた取引に係る標本の没収の結果負うこととなった費用の国内における求償方法について定めることができる。

3 締約国は、標本の取引上必要な手続きが速やかに完了することをできる限り確保する。締約国は、その手続きの完了を容易にするため、通関のために標本が提示される輸出港及び輸入港を指定することができる。締約国は、また、生きている標本につき、通過、保管又は輸送の間に傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように適切に世話をすることを確保する。

4 1の措置がとられることにより生きている標本が没収される場合には、

- (a) 当該標本は、没収した国の管理当局に引き渡される。
- (b) (a)の管理当局は、当該標本の輸出国との協議の後、当該標本を、当該輸出国の負担する費用で当該輸出国に返送し又は保護センター若しくは管理当局の適当かつこの条約の目的に沿うと認める他の場所へ送る。
- (c) (a)の管理当局は、(b)の規定に基づく決定（保護センター又は他の場所の選定に係る決定を含む。）を容易にするため科学当局の助言を求めることができるものとし、望ましいと認める場合には、事務局と協議することができる。

5 4にいう保護センターとは、生きている標本、特に没収された生きている標本の健康を維持し又は助けるために管理当局の指定する施設をいう。

6 締約国は、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引について次の事項に関する記録を保持する。

- (a) 輸出者及び輸入者の氏名又は名称及び住所
- (b) 発給された許可書及び証明書の数及び種類、取引の相手国、標本の数又は量及び標本の種類、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の名称並びに可能な場合には標本の大きさ及び性別

7 締約国は、この条約の実施に関する次の定期的な報告書を作成し、事務局に送付する。

- (a) 6(b)に掲げる事項に関する情報の概要を含む年次報告書
- (b) この条約を実施するためにとられた立法措置、規制措置及び行政措置に関する2年ごとの報告書

8 7の報告書に係る情報は、関係締約国の法令に反しない限り公開される。

第9条 管理当局及び科学当局

1 この条約の適用上、各締約国は、次の当局を指定する。

- (a) 自国のために許可書又は証明書を発給する権限を有する1又は2以上の管理当局
- (b) 1又は2以上の科学当局

2 批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国は、これらの寄託の際に、他の締約国及び事務局と連絡する権限を有する一の管理当局の名称及び住所を寄託政府に通報する。

3 締約国は、1の規定による指定及び2の規定による通報に係る変更が他のすべての締約国に伝達されるようにこれらの変更を事務局に通報する。

4 2の管理当局は、事務局又は他の締約国の管理当局から要請があったときは、許可書又は証明書を認証するために使用する印章その他のものの図案を通報する。

第10条 この条約の締約国でない国との取引

締約国は、この条約の締約国でない国との間で輸出、輸入又は再輸出を行う場合においては、当該この条約の締約国でない国の権限ある当局が発給する文書であって、その発給の要件がこの条約の許可書又は証明書の発給の要件と実質的に一致しているものを、この条約にいう許可書又は証明書に代わるものとして認容することができる。

第11条 締約国会議

1 事務局は、この条約の効力発生の後2年以内に、締約国会議を招集する。

2 その後、事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り少なくとも2年に1回通常会合を招集するものとし、締約国の少なくとも3分の1が書面により要請する場合にはいつでも特別会合を招集する。

3 締約国は、通常会合又は特別会合のいずれにおいてであるかを問わず、この条約の実施状況を検討するものとし、次のことを行うことができる。

- (a) 事務局の任務の遂行を可能にするために必要な規則を作成すること及び財政規則を採択すること。
- (b) 第15条の規定に従って附属書I及び附属書IIの改正を検討し及び採択すること。
- (c) 附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種の回復及び保存に係る進展について検討すること。
- (d) 事務局又は締約国の提出する報告書を受領し及び検討すること。
- (e) 適当な場合には、この条約の実効性を改善するための勧告を行うこと。

4 締約国は、通常会合において、2の規定により開催される次の通常会合の時期及び場所を決定することができる。

5 締約国は、いずれの会合においても、当該会合のための手続規則を制定することができる。

6 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。オブザーバーは、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。

7 野生動植物の保護、保存又は管理について専門的な能力を有する次の機関又は団体であって、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の少なくとも3分の1が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。

(a) 政府間又は非政府のものいずれであるかを問わず国際機関又は国際団体及び国内の政府機関又は政府団体

(b) 国内の非政府機関又は非政府団体であつて、その所在する国によりこの条約の目的に沿うものであると認められたもの

これらのオブザーバーは、出席することを認められた場合には、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。

第12条 事務局

1 事務局の役務は、この条約の効力発生に伴い、国際連合環境計画事務局長が提供する。同事務局長は、適当と認める程度及び方法で、野生動植物の保護、保存及び管理について専門的な能力を有する政府間の若しくは非政府の適当な国際機関若しくは国際団体又は政府の若しくは非政府の適当な国内の機関もしくは団体の援助を受けることができる。

2 事務局は次の任務を遂行する。

(a) 締約国の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b) 第15条及び第16条の規定により与えられる任務を遂行すること。

(c) 締約国会議の承認する計画に従い、この条約の実施に寄与する科学的及び技術的研究（生きている標本につき適切に準備し、輸送するための基準に関する研究及び標本の識別方法に関する研究を含む。）を行うこと。

(d) 締約国の報告書を研究すること及び締約国の報告書に関する追加の情報であつてこの条約の実施を確保するために必要と認めるものを当該締約国に要請すること。

(e) この条約の目的に関連する事項について締約国の注意を喚起すること。

(f) 最新の内容の附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲをこれらの附属書に掲げる種の標本の識別を容易にする情報とともに定期的に刊行し、締約国に配付すること。

(g) 締約国の利用に供するため事務局の業務及びこの条約の実施に関する年次報告書を作成し並びに締約国がその会合において要請する他の報告書を作成すること。

(h) この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための勧告を行うこと（科学的及び技術的性格の情報を交換するよう勧告を行うことを含む）。

(i) 締約国の与える他の任務を遂行すること。

第13条 国際的な措置

1 事務局は、受領した情報を参考にして、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種がその標本の取引によって望ましくない影響を受けていると認める場合又はこの条約が効果的に実施されていないと認める場合には、当該情報を関係締約国の権限のある管理当局に通告する。

2 締約国は、1の通告を受けたときは、関連する事実を自国の法令の認める限度においてできる限り速やかに事務局に通報するものとし、適当な場合には、是正措置を提案する。当該締約国が調査を行うことが望ましいと認めるときは、当該締約国によって明示的に権限を与えられた者は、調査を行うことができる。

3 締約国会議は、締約国の提供した情報又は2の調査の結果得られた情報につき、次回の会合において検討するものとし、適当と認める勧告を行うことができる。

第14条 国内法令及び国際条約に対する影響

1 この条約は、締約国が次の国内措置をとる権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

(a) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは

輸送の条件に関する一層厳重な国内措置又はこれらの取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を完全に禁止する国内措置

- (b) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱおよび附属書Ⅲに掲げる種以外の種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を制限し又は禁止する国内措置
- 2 この条約は、標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送についてこの条約に定めているもの以外のものを定めている条約又は国際協定であつて締約国について現在効力を生じており又は将来効力を生ずることのあるものに基づく国内措置又は締約国の義務にいかなる影響も及ぼすものではない。これらの国内措置又は義務には、関税、公衆衛生、動植物の検疫の分野に関するものを含む。
- 3 この条約は、共通の対外関税規則を設定し若しくは維持し、かつその構成国間の関税規制を撤廃する同盟若しくは地域的な貿易機構を創設する条約若しくは将来締結されることのある条約若しくは国際協定の規定のうち又はこれらの条約若しくは国際協定に基づく義務のうち、これらの同盟又は地域的な貿易機構の構成国間の貿易に関するものにいかなる影響も及ぼすものではない。
- 4 この条約の締約国は、自国がその締約国である他の条約文は国際協定がこの条約の効力発生のときに有効であり、かつ、当該他の条約又は国際協定に基づき附属書Ⅱに掲げる海産の種に対し保護を与えている場合には、自国において登録された船舶が当該他の条約又は国際協定に基づいて捕獲し又は採取した附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引についてこの条約に基づく義務を免除される。
- 5 4の規定により捕獲され又は採取された標本の輸出については第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該標本が4に規定する他の条約又は国際協定に基づいて捕獲され又は採取された旨の持込みがされた国の管理当局の発給する証明書のみを必要とする。
- 6 この条約のいかなる規定も、国際連合総会決議第2750号C（第25回会期）に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に関し並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいずれの国の主張及び法の見解も害するものではない。

第15条 附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正

- 1 締約国会議の会合において附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正をする場合には、次の規定を適用する。
- (a) 締約国は、会合における検討のため、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの改正を提案することができる。改正案は、会合の少なくとも150日前に事務局に通告する。事務局は、改正案の他の締約国への通告及び改正案についての関係団体との協議については、2 (b)又は2 (c)の規定を準用するものとし、会合の遅くとも30日前に改正案に係る回答をすべての締約国に通告する。
- (b) 改正は、出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択する。この1 (b)の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な3分の2に算入しない。
- (c) 会合において採択された改正は、会合の後90日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。
- 2 締約国会議の会合と会合との間において附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正をする場合には次の規定を適用する。
- (a) 締約国は、会合と会合との間における検討のため、この2に定めるところにより、郵便手続による附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの改正を提案することができる。
- (b) 事務局は、海産の種に関する改正案を受領した場合には、直ちに改正案を締約国に通告する。

事務局は、また、当該海産の種に関連を有する活動を行っている政府間団体の提供することができる科学的な資料の入手及び当該政府間団体の実施している保存措置との調整の確保を特に目的として、当該政府間団体と協議する。事務局は、当該政府間団体の表明した見解及び提供した資料を事務局の認定及び勧告と共にできる限り速やかに締約国に通告する。

- (c) 事務局は、海産の種以外の種に関する改正案を受領した場合には、直ちに改正案を締約国に通告するものとし、その後できる限り速やかに自己の勧告を締約国に通告する。
- (d) 締約国は、事務局が(b)又は(c)の規定に従ってその勧告を締約国に通告した日から60日以内に、関連する科学的な資料及び情報とともに改正案についての意見を事務局に送付することができる。
- (e) 事務局は、(d)の規定に基づいて受領した回答を自己の勧告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。
- (f) 事務局が(e)の規定により回答及び勧告を通告した日から30日以内に改正案に対する異議の通告を受領しない場合には、改正は、その後90日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。
- (g) 事務局がいずれかの締約国による異議の通告を受領した場合には、改正案は、(h)から(j)までの規定により郵便投票に付される。
- (h) 事務局は、異議の通告を受領したことを締約国に通報する。
- (i) 事務局が(h)の通報の日から60日以内に受領した賛成票、反対票及び棄権票の合計が締約国の総数の2分の1に満たない場合には、改正案は、更に検討の対象とするため締約国会議の次の会合に付託する。
- (j) 受領した票の合計が締約国の総数の2分の1に達した場合には、改正案は、賛成票及び反対票を投じた締約国の3分の2以上の多数による議決で採択される。
- (k) 事務局は、投票の結果を締約国に通報する。
- (l) 改正案が採択された場合には、改正は、事務局によるその旨の通報の日の後90日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

3 いずれの締約国も、1(c)又は2(1)に規定する90日間の期間内に寄託政府に対し書面による通告を行うことにより、改正について留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第16条 附属書Ⅲ及びその改正

- 1 締約国は、いつでも、その種について第2条3にいう規制を自国の管轄内において行う必要があると認める種を記載した表を事務局に提出することができる。附属書Ⅲには、附属書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出した締約国の国名、これらの種の学名及び第1条(b)の規定の適用上これらの種の個体の部分又は派生物であってそれぞれの種について特定されたものを掲げる。
- 2 事務局は、1の規定により提出された表を受領した後できる限り速やかに当該表を締約国に送付する。当該表は、その送付の日の後90日で附属書Ⅲの一部として効力を生ずる。締約国は、当該表の受領の後いつでも、寄託政府に対して書面による通告を行うことにより、いずれの種又はいずれの種の個体の部分若しくは派生物についても留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種又は種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

- 3 附属書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出した締約国は、事務局に対して通報を行うことによりいつでも特定の種の記載を取り消すことができるものとし、事務局はその取消しをすべての締約国に通告する。取消しは、通告の日の後30日で効力を生ずる。
- 4 1の規定により表を提出する締約国は、当該表に記載された種の保護について適用されるすべての国内法令の写しを、自国がその提出を適当と認める解釈又は事務局がその提出を要請する解釈とともに事務局に提出する。締約国は、自国の表に記載された種が附属書Ⅲに掲げられている間、当該記載された種に係る国内法令の改正が採択され又は当該国内法令の新しい解釈が採用されるごとにこれらの改正又は解釈を提出する。

第17条 この条約の改正

- 1 事務局は、締約国の少なくとも3分の1からの書面による要請があるときは、この条約の改正を検討しおよび採択するため、締約国会議の特別会合を招集する。改正は、出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択する。この1の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な3分の2に算入しない。
- 2 事務局は、1の特別会合の少なくとも90日前に改正案を締約国に通告する。
- 3 改正は、締約国の3分の2が改正の受諾書を寄託政府に寄託した後60日で、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後、改正は、他の締約国についても、当該他の締約国が改正の受諾書を寄託した後60日で、効力を生ずる。

第18条 紛争の解決

- 1 締約国は、この条約の解釈又は適用について他の締約国との間に紛争が生じた場合には、当該紛争について当該他の締約国と交渉する。
- 2 締約国は、1の規定によっても紛争を解決することができなかつた場合には、合意により当該紛争を仲裁、特に、ヘーグ常設仲裁裁判所の仲裁に付することができる。紛争を仲裁に付した締約国は、仲裁裁定に従うものとする。

第19条 署名

この条約は、1973年4月30日までワシントンにおいて、その後は1974年12月31日までベルヌにおいて、署名のために開放しておく。

第20条 批准、受諾及び承認

この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府であるスイス連邦政府に寄託する。

第21条 加入

この条約は、加入のため無期限に開放しておく。加入書は、寄託政府に寄託する。

第22条 効力発生

- 1 この条約は、10番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託政府に寄託された日の後90日で効力を生ずる。
- 2 この条約は、10番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託政府に寄託された後に批准し、受諾し、承認し又は加入する各国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後90日で効力を生ずる。

第23条 留保

- 1 この条約については、一般的な留保は、付することができない。特定の留保は、この条、第15条

及び第16条の規定に基づいて付することができる。

2 いずれの国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、次のものについて特定の留保を付することができる。

(a) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種

(b) 附属書Ⅲに掲げる種の個体の部分又は派生物であつて附属書Ⅲにより特定されもの

3 締約国は、この条の規定にもとづいて付した留保を撤回するまでの間、留保に明示した特定の種又は特定の種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第24条 廃棄

いずれの締約国も、寄託政府に対して書面による通告を行うことにより、この条約をいつでも廃棄することができる。廃棄は、寄託政府が通告を受領した後12箇月で効力を生ずる。

第25条 寄託政府

1 中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その認証謄本をこの条約に署名し又はこの条約の加入書を寄託したすべての国に送付する。

2 寄託政府は、すべての署名国及び加入国並びに事務局に対し、署名、批准書、受諾書、承認書、又は加入書の寄託、この条約の効力発生、この条約の改正、留保及びその撤回並びに廃棄通告を通報する。

3 この条約が効力を生じたときは、寄託政府は、国際連合憲章第102条の規定による登録及び公表のためできる限り速やかにその認証謄本を国際連合事務局に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1973年3月3日にワシントンで作成した。

附属書Ⅰ～Ⅳ (略)

7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

平成5年2月10日 政令第17号 最近改正平成17年1月6日 政令第4号

(国内希少野生動植物種等)

第1条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「法」という。)第4条第3項の国内希少野生動植物種は、別表第1に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)とする。

2 法第4条第4項の国際希少野生動植物種は、別表第2に掲げる種とする。

3 法第4条第5項の特定国内希少野生動植物種は、別表第3に掲げる種とする。

(希少野生動植物種の卵)

第2条 法第6条第2項第三号の政令で定める卵は、次に掲げるものとする。

- 一 緊急指定種のうち環境庁長官が指定するものの卵
- 二 別表第1の表1，同表の表2（鳥綱，爬虫綱，両生綱及び昆虫綱（リベルルラ・アンゲリナ（ベッコウトンボ）を除く。）に係る部分に限る。），別表第2の表1及び同表の表2の第1の2に掲げる種の卵
- 三 ロドデンドロン・ボニネンセ（ムニンツツジ），メラストマ・テトラメルム（ムニンノボタン），ピペル・ポステルスシアヌム（タイヨウフウトウカズラ），ピトスポルム・パルヴィフォリウム（コバトベラ）及びカルリカルパ・パルヴィフォリア（ウラジロコムラサキ）の種子

（希少野生動植物種の器官）

第2条の2 法第6条第2項第三号の政令で定める器官は，別表第4の上欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ，それぞれ同表の中欄に定める器官とする。

（希少野生動植物種の加工品）

第2条の3 法第6条第2項第三号の政令で定める加工品は，次に掲げるものとする。

- 一 希少野生動植物種の固体のはく製その他の標本（はく製として製作する過程のものを含み，さく葉標本（植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。）を除く。
- 二 別表第4の上欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に定める物品（これらの物品として製造する過程のものを含む。）

（原材料器官等）

第2条の4 法第12条第1項第三号の原材料器官等は，別表第5の上欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に定める器官及びその加工品とする。

（特定器官等の要件）

第2条の5 法第12条第1項第三号の政令で定める要件は，器官の全形が保持されていないこととする。

（個体等の輸出入の要件）

第3条 法第15条第1項の政令で定める要件は，輸出については，次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 輸出しようとする国内希少野生動植物種の個体等（法第7条の個体等をいう。以下同じ。）が，法第9条の規定に違反して同条の捕獲等をされ，又は法第12条第1項の規定に違反して同項の譲渡し等をされたものでないこと。
- 二 次のイ及びロのいずれにも該当する旨の環境庁長官の認定書の交付を受けていること。
 - イ 輸出が，国際的に協力して学術研究又は繁殖をする目的であるものその他の特に必要なものであること。
 - ロ 輸出によって国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないこと。

- 三 法第15条第1項の政令で定める要件は，輸入については，輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が，別表第1の表1に掲げる種の個体等であり，かつ，学術研究若しくは繁殖の目的でその個体を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては，輸出国内において適法に捕獲し，採取し，もしくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であった器官又はその個体若しくはその個体の一部であった器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は同表の表2に掲げる種の個体等であることとする。

四 第1項第二号の認定書の交付の手續その他同号の認定書に関し必要な事項は、環境省で定める。

(個体等の登録の要件)

第4条 法第20条第1項の政令で定める要件は、別表第2の表2に掲げる種の個体等であって次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
- 二 別表第2の表2の中欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日前に、本邦内で取得され、または本邦に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であること。
- 三 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であって、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。
 - イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
 - ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の摘要される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。
 - ハ 別表第6の上欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の下欄に定める個体等（当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。）であること。

(登録等に関する手数料)

第5条 法第29条第1項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- | | |
|--|------------------|
| 一 個体等（次号及び第三号に掲げる器官及び加工品を除く。）についての登録 | 一の個体等につき2600円 |
| 二 別表第5のぞう科の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものについての登録 | 一の原材料器官等につき1100円 |
| 三 別表第5のおおとかげ科の項に掲げる原材料器官等についての登録 | 一の原材料器官等につき20円 |
| 四 登録票の再交付 | 一件につき1100円 |

(特定国際種事業に係る特定器官等)

第5条の2 法第33条の2の政令で定める特定器官等は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第5のぞう科の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等
- 二 別表第5のうみがめ科の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等

(特定国際種事業の届出の要件)

第5条の3 法第33条の2の政令で定める要件は、次の各号に掲げる特定器官等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前条第一号に掲げるもの 重量が1キログラム以上、最大寸法が20センチメートル以上であり、

かつ、加工品でないこと。

二 前条第二号に掲げるもの 加工品でないこと。

(特定国際種関係大臣)

第5条の4 法第33条の2の特定国際種関係大臣は、経済産業大臣とする。

(適正に入手された原材料に係る製品)

第5条の5 第33条の7第1項の政令で定める製品は、別表第5のぞう科の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品（その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこと、その部分から種を容易に識別できることその他の環境省令、経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）とする。

(認定に関する手数料)

第5条の6 法第33条の13の政令で定める額は、製品1個につき60円とする。

(希少野生動植物種保存取締官の資格)

第6条 法第50条第1項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 通算して3年以上自然環境の保全又は動植物の繁殖に関する行政事務に従事した者であること。

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校（次号において「大学等」という。）において、生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して1年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事したものであること。

三 大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して1年以上動植物の繁殖に関する行政事務に従事したものであること。

(以下略)

附 則（抄）

(施行期日)

第1条 この政令は、法の施行の日（平成5年4月1日）から施行する。

(特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律施行令等の廃止)

第2条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律施行令（昭和47年政令第405号）

二 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律施行令（昭和62年政令第375号）

(経過措置)

第3条 この政令の施行の際現に前条の規定による廃止前の特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律施行令第1項の規定による認定を受けている特殊鳥類又はその卵であって、法第4条第3項の国内希少野生動植物種の個体に該当するもの（その認定を受けた後6月を経過しないものに限る。）は、第3条第1項第二号の認定書の交付を受けているものとみなす。

(以下略)

(別表は略)